

三春町告示第15号

平成25年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月22日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成25年3月7日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成25年3月7日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰 譽	3番 影山 初 吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠 良	6番 日下部 三 枝
7番 佐藤 一 八	8番 渡辺 正 久	9番 三瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小林 鶴 夫	12番 橋本 善 次
13番 鈴木 利 一	14番 渡邊 勝 雄	15番 儀同 公 治
16番 本多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 1号 財産の処分について

議案第 2号 民事調停の申立てについて

議案第 3号 町道路線の変更及び廃止について

議案第 4号 三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 5号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

議案第 6号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

議案第 7号 三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について

議案第 8号 三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 9号 三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

議案第10号 三春町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

議案第11号 三春町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について

議案第12号 三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第13号 三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

議案第14号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第25号 三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第26号 平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第27号 平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第28号 平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第31号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第32号 平成25年度三春町一般会計予算について
- 議案第33号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第34号 平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第35号 平成25年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第36号 平成25年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第37号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第38号 平成25年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第39号 平成25年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第40号 平成25年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第41号 平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について

平成25年3月7日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本 清文 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	橋本 國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	村上 正義
住民課長	工藤 浩之	税務課長	佐久間 幸久
保健福祉課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	伊藤 朗	会計管理者兼 会計室長	村田 浩憲
企業局長	増子 伸一		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年3月7日（木曜日） 午前10時10分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時10分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。先ほども全員協議会の中で申し上げましたが、やっと春めいて参りまして、ほっとしているところでございます。3月定例会、よろしく申し上げたいと思います。それではただいまより、平成25年三春町議会3月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番日下部三枝君、7番佐藤一八君のご兩名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より3月19日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成24年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りしました「議案第1号、財産の処分について」から「議案第41号、平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの41議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 平成25年度の当初予算を審議していただき、3月定例会が開催されるにあたり、初めにブータン王国訪問の報告をさせていただきます。

去る2月23日から3月2日の日程で、日本ブータン友好協会の協力により、三春町議会議員及び三春町さくらの会の方々とともに、ブータン王国を訪問して参りました。今回の訪問は、日本ブータン友好協会が進める滝桜苗木のブータン王国への献樹に協力する形で、滝桜の苗木を贈呈するとともに植樹式に参加するための訪問でありました。2月25日には、ワンチュク国王にお会いし、苗木を手渡すことができました。国王にも大変喜んでいただき、王宮にも植えていただけるとのことです。また、東日本大震災後に国王が福島県においでになり、

励まして頂いたことについての御礼を直接申し上げることもでき、大変有意義な訪問でありました。この滝桜による縁をきっかけとして、ブータン王国との交流の輪が広がっていくことを願っております。

それでは、新年度予算編成方針並びに主なる施策等について説明いたします。

まず、当面の課題について、所信の一端を述べさせていただきます。一昨年の3月議会定例会会期中に発生した東日本大震災から、間もなく2年が経過しようとしております。震災直後とは異なる様々な課題が浮き彫りになる中、今年度については、復興元年と位置づけ、除染作業に着手するとともに、風評被害を払拭するための食品等の徹底した放射性物質の検査等を実施したほか、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の検査をはじめとした健康管理等に取り組んできました。また、三春町から元気を発信していこうと、季節ごとのまつりなどの各種行事を通して、復旧復興を広くPRして参りました。

しかしながら、原子力災害については未だ収束せず、将来に不安を抱いておられる方が多い状況にあります。したがって、それらの不安を払拭するため、引き続き除染対策と風評被害の払拭等への取り組みを進めていかなければなりません。

また、東日本大震災を教訓とした、防災対策の強化による災害に強いまちづくりを推進し、町民生活に密着した基礎的自治体として、町民が安心して暮らすことができ、将来に希望が持てるように、これまでも増して町民の暮らしを支えることに重点をおいて取り組んでいかなければなりません。平成25年度は、それらの諸課題と各種事業に全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度予算案の概要について申し上げます。

最初に、歳入の見通しであります。震災需要に伴う企業の業勢回復による法人町民税の増、たばこ税の税源移譲などにより、町税収入は増額が見込まれますが、国の地方財政対策により地方交付税の総額が前年度より減額となっており、依然として、一般財源総額の確保は厳しい状況となりました。このような状況の中、あらゆる方策を講じて財源を捻出し、原子力災害からの再生に係る取り組みを最優先に予算を編成しました。また、厳しい経済雇用情勢に迅速かつ的確に対応するとともに、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、本町の重要課題である役場庁舎の整備、次代を担う人づくりの分野などに、限られた財源を重点的、優先的に配分するなど、一般財源総額の確保が厳しい中であっても事業量を確保し、メリハリのある予算編成に努めたところであります。

次に、重点施策として掲げた7つ施策の取り組み方針について説明申し上げます。

第1は原子力発電所事故による除染等対策に関する取り組みについてであります。

除染事業については、三春町除染実施計画に基づき、住宅をはじめ、農地、公共施設、町道等の除染作業に着手しておりますが、新年度についても、引き続き仮置き場の整備を進め、本格的な除染作業に取り組んで参ります。併せて、放射線量モニタリング調査、食品等放射能測定、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定等を継続して実施するとともに、観光キャンペーンの実施など、いわゆる風評被害の払拭への取り組みを実施して参ります。

第2は町有施設の整備に関する取り組みについてであります。

町の施設につきましては、建築後、相当年数が経過したものが多いことから、計画的な施設整備や維持管理に取り組んで参ります。役場庁舎、旧公民館、図書館の今後のあり方や整備方針、閉校となる中学校の跡地利用については、町民代表による三春町公共施設整備方針検討委員会による答申の内容を十分踏まえ、整備方針等を具体化して参ります。また、三春小学校の

耐震化につきましては、校舎、屋内運動場の耐震補強と大規模改造工事を実施して参ります。なお、工事期間中は、児童の安全確保と教育環境を考慮し、現三春中学校へ仮移転いたします。

第3は人口減少・少子化対策に関する取り組みについてであります。

この点につきましては、人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開や、地域間交流等による交流・定住人口の増加を図る施策の推進、子育て支援施策の充実などによる対応を柱とし、取り組んで参ります。住宅施策については、民間賃貸住宅の建設を促進するため、町有地の無償貸付や、建設者に対する建設費用の補助を行うとともに、町外から町内の賃貸住宅へ転入した世帯への家賃助成を行います。子育て支援については、町ではこれまで、町独自の施策として多子世帯養育支援事業など少子化対策に重点をおいて取り組んで参りましたが、これらの施策は町民から高い評価を頂いておりますので、引き続き実施することといたしております。また、新年度においては、子ども・子育て支援事業計画の策定を推進するとともに、公設民営化を含めた保育所・幼稚園の方向性について検討を行って参ります。

第4は産業振興による地域活性化に関する取り組みについてであります。

中心市街地の活性化につきましては、商業核店舗の整備は終了いたしました。街なかへの賑わいの創出や通年型観光の推進には、まだまだ創意工夫が必要であり、商工会や観光協会等と知恵を出しあっていきたいと考えております。その中で、町のシンボルであるお城山の整備や市街地における道路等の整備、空き店舗対策等を実施して参ります。また、企業誘致を推進するとともに、地元雇用を促進し、働く場の確保に努めて参ります。農業の振興に関しましては、経営所得安定対策と中山間地域等直接支払制度の活用を軸として、企業の農業参入による遊休農地の解消や葉たばこからの作物転換支援、畜産振興事業等を通して農業が元気になるよう取り組んで参ります。今春の滝桜観光につきましては、渋滞緩和対策等観光客へのサービス向上対策を講じることといたします。更に、各種イベント等の開催を通じて通年型観光を推進して参ります。

第5は安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取り組みについてであります。

町民が安全で安心した生活が送れるよう、防災対策の強化をはじめ、幹線道路網整備、生活道路の維持補修、交通安全施設整備、防犯灯の設置、県事業である桜川改修事業に取り組みます。防災対策の強化については、消防施設や防火水槽の整備をはじめ、災害時に備えた避難広場の整備や避難所となる公共施設への太陽光発電、蓄電設備の設置など、東日本大震災により明らかとなった諸課題に取り組み、災害に強いまちづくりを推進して参ります。

第6は学校教育の充実とスポーツ・文化活動の推進に関する取り組みについてであります。

学校教育の充実については、新年度より開校する新三春中学校の運営をはじめ、特色ある学校づくりの推進、基礎学力向上の推進、特別支援教育の充実を図ります。新三春中学校の運営については、遠距離通学対応としてスクールバスの運行を行うなど、生徒が安心して学べる環境を整えていきます。スポーツ・文化活動の推進については、まほら開館10周年記念事業や、歴史民俗資料館開館30周年記念事業、ライスレイク姉妹都市交流25周年事業等の各種記念事業を推進して参ります。

第7は町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取り組みについてであります。

まず、地域医療の充実に関しては、感染症対策や健診事業について医師会や三春病院等と連携し、保健、医療事業を効果的、効率的に展開します。また、田村地方の夜間診療所整備のための負担金を新年度予算に計上しております。予防事業では、インフルエンザ、子宮頸がん、ヒブの各ワクチン接種助成を継続し、肺炎球菌ワクチン接種についても町独自の助成事業として継続いたします。町民の健康づくりに関しましては、疾病の早期発見、早期治療に結び付け

るため住民健診の受診率向上を目指すとともに、にこにこ元気塾などを通して介護予防事業にも力を入れて参ります。

以上、平成25年度の主な施策と予算の概要について述べましたが、これらの事業に取り組む一般会計当初予算は、67億6,720万円であり、前年度と比較して2億1,626万円、率にして3.1%の減となりました。放射性物質対策事業特別会計については、本格的な除染に取り組むため、39億5,898万円を計上いたしました。前年度と比較して14億2,748万円、率にして56.4%の増となりました。

また、その他の4特別会計では37億6,770万円、4企業会計では12億9,058万円を計上したところであり、一般会計、特別会計、企業会計を含めた平成25年度の予算総額は、157億8,446万円となりました。

なお、これら予算の執行に当たりましては、従来にも増して知恵と工夫を最大限に発揮し、全職員が一丸となり、連携を図り取り組んで参る覚悟であります。

また、協働の観点からも町民や議会との連携に努め、町民生活の安全・安心を図り、町民が夢と希望を持てる豊かなまちづくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、今定例会に提出いたしました議案についてであります。

条例に関する議案といたしましては、三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを始め21件、平成25年度一般会計予算など予算関係議案16件、その他の議案4件、計41議案となっております。いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重にご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げて、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第1号から議案第41号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第1号、「財産の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第2号、「民事調停の申立てについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号、「町道路線の変更及び廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号、「三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に係る基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号、「三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号、「三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号、「三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号、「三春町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号、「三春町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号、「三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号、「三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」を

議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号、「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたしま

す。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「平成24年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成25年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号、「平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号、「平成25年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号、「平成25年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号、「平成25年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号、「平成25年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号、「平成25年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

資本的収入及び支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号、「平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… ● 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第41号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたしておきます。

…………… ● 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… ● 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会をいたします。ご苦勞様でございました。

(散会 午前10時40分)

平成25年3月8日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本 清文 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木 義孝
副町長	橋本 國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	村上 正義
住民課長	工藤 浩之	税務課長	佐久間 幸久
保健福祉課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	伊藤 朗	会計管理者兼 会計室長	村田 浩憲
企業局長	増子 伸一		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年3月8日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴者の皆様方においては、大変ご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、ただ今より本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

始めに除染についてであります。

1、各地区の仮置き場決定とこれからの具体的な除染計画について、お聞かせ願います。

2、新中学校の開校に伴う新たな通学路について、放射線量の測定は行われたのか、お聞かせ願います。

3、田畑の除染は、特に農産物に影響がなければ実施はしないのか、お尋ねいたします。

以上。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 1点目の質問にお答えいたします。

仮置き場につきましては、三春町除染実施計画において、各地区1ヶ所を確保し、当該地区での除染を推進することとしており、計画を策定した一昨年12月からこれまでに、三春町全7地区のうち6地区について仮置き場の場所が決定いたしました。仮置き場が決定した地区については、除染廃棄物を仮置き場へ搬入するために必要な測量や造成工事等を進めて参ります。

また、地区内のどこから除染を始めるかといった優先順位について、地区の方々のご意見を頂きながら、除染に必要な事前調査に着手する予定であります。

2点目の新三春中学校通学路の放射線量測定についてですが、町では昨年11月、通学路に限らず、町内すべての道路について、自動車で行きながら放射線量を測定する走行サーベイを実施しております。その結果、新三春中学校付近の道路は、いずれも平均で0.14から0.19マイクロシーベルト程度でありました。

3点目の田畑の除染についてですが、環境省が定める農地除染の実施基準につきましては、住宅地除染と同様に地上1m地点での空間線量率が、毎時0.23マイクロシーベルト以上であることとされております。よって、基準を超え、かつ耕作者などの関係者から同意が得られれば、反転耕による農地の除染を実施することで進めています。

なお、水田につきましては、深さ30cmによる反転耕では、耕盤が損なわれるなど問題点もあることから、作物に放射性セシウムが吸収されることを抑制する吸収抑制対策に重点を置いて実施して参ります。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 1点目のですね、除染計画についてなんですけれども、7つのうち6つの仮置き場が決定をして、これから仮置き場の測量それから造成工事にかかるということで、話があったわけなんですけれども、問題なのは町民の方は地域の方はそうなんですけれども、ようやく1年もかけて仮置き場を決定した。決まると、こうなると即、除染がされるとこういうふうを考える。考えると言いますか、そのような考えが一般的なようでありまして、1年くらいで

全部終わっちゃうみたいな話しをする人もいますから、実際的にこれから測量、それから造成工事をやって仮置場をきちっとやる。それから除染にかかって行く。住宅の除染、道路、それから田畑の除染。そうすると、だいたい早くても1年で終わるなんてことにはならないということであれば、やっぱり2、3年かかるのかどうなのか。その辺の見通しについてお話していただければ幸いかなと思いますので、もう一度お尋ねを、その点だけお聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 再質問にお答えをしたいと思います。

確かにご指摘のとおり時間が掛かっているのは確かでございます。北部三地区の仮置場、昨年2月に場所の決定を頂いてから現在も造成工事、最終段階に入っておりますが造成工事をしていて。ごく一部の除染の廃棄物については搬入が始まっておりますが、本格的な搬入はまだこれからということを考えますと1年内で全てが完結するというのは極めて厳しいというふうには認識をしております。ただ、これは一つひとつ手順を踏んで進んで参った結果、そういった期間を要しているということになります。スピード感を持ってという言葉、よく使いますが、そういった手順を踏んで、あとそれぞれの家の事前調査等も十分に納得をいただきながら進めるという、大変手間のかかる仕事となっております。

今後の見通しということでございますが、そういった手順を踏まなければなりません。造成工事に要する時間、あるいは事前調査に要する時間を考えますと、当初、本来の23年度末に計画しておった25年度いっぱいまで全てを完了したいというのは、正直に言って大変厳しいのかと。ただ、だからといって何もやらないということではございません。引き続き地道にということになるかと思えますけれども、そういった除染作業を粛々と進めて行くということだと思います。

皆さんの希望は十分承知をしてございますので、それでもなるべく早くできるようにできるところは工夫して進めて参りたいとそのように考えております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 言っていることは良く分かるんですけども、やっぱり地域の人らは、旧町もそうですけれども、決まったばかりなので、ただ決まったばかりと言っても、決まれば即、始まるとういう頭なんです。したがって、今後の問題でありますけれども、造成なら造成に何ヶ月ぐらい掛かるのか。それから、具体的に除染に入った場合には1年くらい、住宅についてはこれくらい。そして、町内全部、旧町内が終わる時にはだいたい2年くらい掛かるのか。そういう話しをですね、それぞれの地区にですね、やっぱりお話しをして頂きたいと思うんです。そうでないと始まった様だけど、いつになったら、ある意味では進み具合が分からないということでも、せっかく仮置場が決まって直ぐ出来るだろう思っている人が多いので、そういう計画的なことを各地域できちっと下ろしてやりたいというかね、話しをしていただき。ただ単に、「これから、やるんだ、やるんだ。」という話しじゃなくて、具体的な内容について下ろしていただければ安心感もぜんぜん違ってくるのではないかと思いますので、その辺どう考えているのか最後にお尋ねをします。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 はい、再質問にお答えします。

いくつかの節目があろうかと思えます。現在、例えば三春地区においては測量設計を発注したばかりでございます。測量設計がまとまる段階がまず節目の一つ。こういった測量、設計になりましたということで住民の皆さんに報告、あるいはご案内をする機会が一つございます。それを踏まえて造成工事に入って行くわけです。造成工事、概ね1年近く例えば掛かったとすることになれば、造成工事が終盤に差しかかった段階で次の段階が除染の実施ということになりますので、その事前調査の時期に入って参ります。つまり、造成工事の終盤には事前調査について、このような形で進めて参りたいということで、また、地元に入って参ります。したがって、測量設計が終わった段階、造成工事に入って終盤を迎えて事前調査に入る段階、それでいよいよ除染業務に入る段階、少なくとも3回、場合によってはそれ以上の回数、地元に入って個別に皆様に説明する機会がございます。その際には、かなり具体的な形でお話しできるかというふうに思っております。

ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 2件目は、職員の定数削減と現職場実態についてであります。

1、行政改革による職員定数削減計画の実施についてと現在の職場の実態について、臨時雇用者数も含めてお聞かせ願います。

2、超過勤務の実態、時間と人数、更に年次有給休暇の取得状況についてお聞かせ願います。

3、職場の実態改善を含め、町民サービスに支障をきたすことがあるとすれば、職員定数について十分な検討が必要と考えますがいかがでしょうか。

以上。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第2の質問にお答えを申し上げます。

1点目の職員定数につきましてでございますが、現在の条例上の職員の定数は180人ですが、行財政改革の更なる推進を目的といたしまして、平成18年度に三春町定員適正化計画を策定いたしました。それに基づきまして、平成18年度計画当初の職員数177人を平成27年度までには160人とすることといたしております。今年度当初の職員数でございますが、計画人数160人に対しまして、職員数は154人ということでございます。臨時職員の人数につきましては、事務補助員、保育士、学校内部作業員等のほか、震災関連に係るベクレル調べるセンター、それから除染対策班等への雇用を含めると、現在101人ということでございます。

2点目の超過勤務の実態でございますが、昨年度の実績を申し上げますと、総時間数9,543時間、人員は119人で、1人当たりですと年間平均80.2時間でございます。また、年次有給休暇取得状況でございますが、平成24年中の実績といたしましては、対象職員152名、日数5,771日、取得日が1,250日ということで率にしますと21.7%ございました。

続きまして、3点目の職場の実態改善及び職員定数の検討でございますが、除染対策をはじめとする震災関連業務が増大していると、それから新たな行政需要も増加しているということでございますので、今後は、役場全庁的に定員の適正化計画の見直しのを始めたかと考えてございます。議論の前提といたしましては、行政で取り組まなければならない業務と、それから

指定管理者や民間の委託業務、それから住民の皆さんとの協働によりできるものなどを整理して参りたいというふうに考えてございまして、本来の業務をおろそかにしないように、行政サービスに支障が出ないよう、進めて参りたいと考えてございます。

よろしく申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 2点目の超過勤務と年休について、再度お尋ねをしたいと思うんですけども、この超勤の実態なんでありましてけれども、特に原発以降、増えているのかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

それから、年次休暇、年休でありますけれども、21%とかなり低い。当然、これ権利と義務があると思うんですけども、法的に決められた有休の休暇でありますから、100%取得していただくというのが当たり前で、それを含めた職員の配置というのが当然なされていなければならないだろうと思うんですけども、今後の問題としてですね、この取得率を上げていく、このことについて、考えられている取り組みがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 まず、再質問の方でございまして、原発以後、超勤について増えたのか増えていないのかというご質問でございまして。平成23年度が平均80.2でございまして、現在ですね、24年度中の参考を申し上げますと10ヶ月でございまして、一人当たり平均70.09時間でございまして。これ10ヶ月でございまして、まだ1年通してということではございませんが、若干減ってきているのかなというふうな考え方を持っております。一人当りの月平均でいきますと若干減ってきているのかなというふうな感じはしておりますが、年平均と月平均。ただ、相当数業務量が増えているということは間違いないということでございまして、やりくりをしながら今職員は頑張っているというふうな状況でございまして。

それから、年次有休休暇の取得率21.7%ということでございまして、これも取得率が低いのではないか、というふうにご指摘でございまして。確かにですね、23年の取得率を見ますと、やはり23年も21.7%ということで24年度とだいたい同じということでございまして。ただ、22年の年次有休休暇の取得率を見ますと19.9%ということで、22年よりはだんだん改善に向かっているというふうな状況でございまして。なるべくですね、有休を取るようということで指導をしているところではございまして、やはり緊急、喫緊の課題に対しては、なかなか休めないというふうな状況にあるということもまた事実でございまして。そういった意味も含めまして、どういう業務が必要なのか、それから先ほど申し上げましたように、民間に出来ることは民間に任せるような業務がないのかということも含めてですね、全庁的な検討をこれから進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 5番本田忠良君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（本田忠良君） 議長の許可を得ましたので、通告しておきました2件の事項について質問をさせていただきます。

最初に平成22年6月、新三春中学校建設のプロポーザルに参加した建設業者に、当時町か

ら渡されました資料の中にあった町内業者の定義についてお尋ねいたします。

昨年9月の定例議会において、今回の新三春中学校建設のプロポーザル、一般公募による技術提案型、設計・施工一括発注における町内業者の定義は何かと質問したところ、町は「町内に本店又は支店、営業所を有するもの」との答弁でした。

しかしながら、平成22年6月、町からプロポーザルに参加する業者に対し、新三春町立三春中学校建設事業、設計・施工一括発注業務公募型（条件付）技術提案総合評価方式といった資料が配布されました。これが、その資料なんですけれども、この中に①新三春中学校における教育と施設整備に係る基本方針に対する提案について、②施設のランニングコストについて、③運動公園の工事となるのでこれに配慮した計画について、④瑕疵担保期間を10年以上とすること及び完成後アフターケアについて、⑤地域に開かれ地域に支えられる学校づくりを実現するため町内業者の工事参加の割合について、以上5項目ありますが、これは何をいつているかといいますと、参加する各業者に対して、こういったことを考えて技術提案をしてくださいといっていることと思います。今回、肝心なのは最後の⑤です。この後の文書で、技術提案質疑応答書というのがありますが、全部で103の質疑があり、その39番目の質問の中に、先ほど述べました技術提案書様式1の⑤「町内業者についての具体的な定義はございますでしょうか。」これに対して町は、「町内業者とは町内に本店を有するものとする。」と明確に回答しております。「町内に本店を有するもの」が「町内に本店又は支店、営業所を有するもの」に、いつどの時点でなぜ変更されたのかお尋ねします。

更に、今回プロポーザルに参加し、技術提案する前に町内の建設業者を回り、何とか町内業者を使おうとした他の6社に対して、どのような説明をするのか併せてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 ご質問にお答えいたします。

新三春中学校建設工事につきましては、設計・施工一括発注業務の公募を平成22年6月16日に公示し、平成22年6月23日までの期限で、参加表明予定業者から質問書の受け付けを行いました。質問の数は今ご質問にありましたように103項目に上り、その中に町内業者についての具体的な定義を問うものがございました。町は、町内業者に新三春中学校建設工事に参加して頂くことを期待し、その機会をつくることなどの観点から、「町内に本店を有するもの」とした上で、職種は指定しないものとして、設計・施工一括発注技術提案の受付を行いました。

なお、町内業者への発注状況につきましては、工事の進捗に合わせて株式会社大林組東北支店から適宜届出をいただき、その概要を議会全員協議会、それからご質問にありましたように9月の定例議会の一般質問にもお答えしたとおりであります。

本来であるならば、町内に本店を有する業者に数多くの工事に参加していただくことが望ましいことではありましたが、これはですね、民間事業者同士の商取引の関係もあって、町内に本店を有する業者のみでは、その達成が困難であることから「町内に本店または支店、営業所等を有するもの」と、従来からの町の考え方に広げたというか、元々町の考え方でやって来たのに戻すことにしたということでもあります。

また、設計・施工一括発注技術提案に参加した建設業者に対しては、工事請負契約後に町と請負者の両者間でのことでありますので、特に説明する考えは持っておりません。

以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君） 今の答弁ですとちょっとおかしいところがあるんじゃないかなと思うんですけども、その最初、プロポーザルに参加する7社の建築業者の質問の中の時点において、町内業者の定義は「本店を有するもの」という説明をしておいて、実際大林組さんに決定してから「町内に本店または支店、営業所等を有するもの」に変わったということは、以前の7社でプロポーザルに参加する時の話しと違うものですから、残りの6社は一生懸命やろうとしたのに、町内業者を使おうと思って一生懸命努力した、それに合ったような設計をしようとしたのに、実際、大林さんに決まってから変更したというのは、ちょっと契約違反じゃないんですかね、その他の業者に対して。お願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 先ほどの答弁で申しましたとおり、当初ですね、本店を有する業者にやっていただきたいという考えで発注しましたが、その中でですね、当然大林組さんもそういうことでいろいろ町内の業者と話し合い、協議を進めたけれども、先ほども言いましたように、民間同士の商取引のことであって技術的なこと、それから価格の面で本店を有する業者だけでは出来ないという話しがございました。それで、終わりということではなくて、であれば出来るだけ多くの町内の業者の方にも関わっていただきたいということから、支店、営業所を持っている業者でもいいですよ、という話しになったということでもあります。経過としてはそういうことであります。

それと、契約違反ではないか、ということについては契約上ですね、そういうことについての契約条項は当然、うたっていないのは他の7社の方々についてもご存知だというふうに受け止めております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君） ちょっと理解できないんですけども、そういうことがあっていいんでしょうかね。実際、契約する前は「三春の業者を使わなくちゃいけない」と言っておいて、契約してから「使わなくてもいい」とか、「営業所、支店、出張所でも構わない」やる前は「それではダメですよ」と言っておきながら、契約した後「それでいいですよ」と、そういうことが通るんでしょうかね。

それからですね、もう一つ。実際、営業所、支店の関係で、これ町から報告を受けたんですけども、これ、発注状況なんですね。仮設工事、本工事、その他となつて合計3億8,500万。これ町内業者に発注したとなつているんですけども、実際仮設工事は817万位なんですね。本工事は3億6,900万、その他787万、合計3億8,500万なんですけれども、この中に本工事として3億6,900万というのがあるんですけども、実際この中に本店というのがあったのは1社しかないんですよ。これ、町から配られた資料なんですけれども、大林さんの下請通知書なんです。これ、実際下請に110社入っているんですけども、もうこの時点で最初から役場に出したこの時点から、もう下請というか、三春にある本店というのは1社しかないんです。仕事をやる前にこれ多分、町に提出してあるはずなんですね。契約して直ぐこれ町に出すはずなんです。その時点で、もう既に三春の町内業者に本店があるのは1社しか載っていないんです。110社の内。それを見ますとですね、実際三春に本店があ

る会社がやったのは、2,700万、1社なんです。これも本店が郡山にあって下職として12社の中に三春に本店があるのは1社なんです。12社の内1社、2,700万ですよ、そうすると2百何十万なんです。実際、三春に本店のある業者に出したというのは、わずか2千数百万なんです。5%くらいにしかなんないですね5、6%しか。最初から大林組さんは、こういうことを最初から三春の町内には発注する意思がなくて、最初からこういう書類を出したんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 今ご質問された件なんですけれども、当然ですね、先ほど言いましたように、その都度受注の大林組の方からは地元業者の発注状況ですね、それについて、町としては届出を頂いております。当然ですね、先ほど言いましたように、大林組としては三春町の町内の方と協議を重ねて来たけれども技術的なこと、それから価格面のことなどでですね、なかなか町内の本店を有する業者と契約は出来なかったと。最終的に23年10月ころまでですね、そういう話しがされてですね、それで何と言いますか、本店と契約が出来ないからどうこうということではなくて、であればどうすれば三春の方々に仕事をやってもらえるかということも含めてですね、支店なり営業者でもいいんじゃないですか、ということで町と話し合いをしたということであって、本店の人が契約できないから町と大林組の契約をどうこうするという事は、当然町としては考えていなかったということであります。あくまでも、それはプロポーザルの段階でですね、確かに点数上ありましたけれども、それだけで契約したわけでありませんので、500点の中でのウエイトですので、契約そのものをどうこうするという事ではないというふうに考えております。

○議長 第2の質問を許します。

○5番(本田忠良君) 続きまして、次の質問に移らせていただきます。

三春町公共施設整備方針検討委員会より、先日、最終報告書が提出されました。庁舎は耐用年数の50年が近づき経年劣化、更には一昨年の中日本大震災時のクラック等も目立ち、もはや修繕不能の段階に来ていると思われまます。また、三春小学校につきましても、庁舎同様の劣化が進んでおりますが、こちらは平成21年度に一部耐震化工事を先行して施工しているため、残りを耐震化及び大規模改修工事を進めるのが妥当だと思っております。桜川河川改修工事は、大町橋から小金橋までの区間を壁巢建設株式会社で現在工事しておりますが、郵便局の倉庫の撤去、河川の岩等の問題もあり、3月28日の完成は難しいところであると思っております。この区間が遅れば、当然、大町橋から会下谷橋までの工事遅れも予想されます。そうなれば、平成25年後半から26年に庁舎建設、小学校耐震化、桜川河川改修、更には図書館建設と工事が重なることが予想されます。

次の項目についてお尋ねいたします。

- 1、工事が重複した場合に工程的に問題はないのでしょうか。
- 2、役場への来訪者の駐車場及び安全は守れるのでしょうか。
- 3、建設資材置き場の確保はできるのでしょうか。
- 4、建設業者の駐車場は確保出来るのでしょうか。
- 5、滝桜観光時の対応はどうするのでしょうか。

6、庁舎建設は50年に一度の大事業であり、商工会においても公共施設検討委員会等独自に立ち上げ勉強会を開いております。町はもっと町民の意見を聞く話し合いの場を設ける事も考えるべきと思いますが、以上、町の考えをお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第2の質問にお答えいたします。

来年度は、5月から旧公民館の解体工事、7月後半から三春小学校の大規模耐震改修工事、8月から発掘調査、9月から役場周辺の桜川河川改修工事の本格化、そして、年度後半から役場庁舎建設工事を予定しております。ご指摘のように、工事が重複して参りますので、図書館につきましても、庁舎建設の後に検討して参りたいと考えております。

また、工事の重複につきましても、関係機関との連携を密にし、限りある敷地を最大限有効に活用するため、工事期間の調整や敷地の共有で円滑に工事が進むよう対応して参ります。

2つ目の来庁者の駐車場と安全の確保についてですが、駐車場の整備につきましても、新たに桜谷地内に約40台分、役場南側の駐車場拡幅工事で約30台分、旧公民館跡地に約40台分の計100台分を整備する計画であります。また、三春小学校の改修工事中は、校庭の一部を仮駐車場として使用することも可能であります。安全の確保については、当然、事故のないよう事業者と対策に努めて参ります。

3つ目の資材置き場についての質問ですが、さわやかトイレ脇のスペース、桜谷橋左岸の職員駐車場や仮設道路の設置を検討している自由民権広場の一部を確保することにより、各工事との調整を図りながら進めて参ります。

4つ目の建設車両の駐車場についてであります。工事内容によっては、一時的に車両をさわやかトイレ周辺に駐車する場合も生じると考えられます。それ以外の車輛については、新たに整備する駐車場で対応できるよう調整したいと考えております。いずれ細部については、事業者を含めて詰めたいたと考えております。

5つ目の滝桜観光時の対応についての質問ですが、25年度は桜の時期を避けて工事を行う考えであります。26年度については、滝桜の観光時期は建設工事を中断することも含め、来訪者の安全確保ができるよう調整したいと考えております。

最後に、庁舎建設に当たり、町民の方々の意見を聞く場についてですが、これまで、公共施設整備方針検討委員会において議論をいただき、昨年の各地区まちづくり懇談会では検討状況の説明を行い、ご意見を伺って参りました。今後は、町広報紙やホームページで意見を募集するほか、まちづくり協会や商工会等との意見交換会も開催したいと考えております。

以上でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番(本田忠良君) まず、工事関係、役場への来訪者の方の駐車場の件なんですけれども、多分、皆さんも新中学校建設において何度か行って、工事の内容を見ていて知っていると思えますけれども、あれだけ広いグラウンドに目いっぱい、最盛期の時には資材を置いて工事をやっていたんですね。そのグラウンドに工事車両、または工事関係の車を乗ってきた車両に関してはグラウンドと野球場の間の駐車場において工事をやっていたんですね。あそこに常時50台位は止まっていたので、私も何度も行って見ていますけれども、最低でも50台位いつも止まっていた。グラウンドの方は今言いましたように資材関係でいっぱい、駐車場には50台。あれだけ広い所である工事をやっていると、そこでもって今回の小学校の耐震化、桜川の河川、庁舎の建設をやったら当然100台位の建設車両が来ると思うんですけれども、その今言った100台の駐車場ですらそれだけでもういっぱいになってしまいますよね。だったら役場に来るお

客さんとか、皆さんの駐車場とかいったいどういうふうに考えているのか再度お聞きしたいと思います。

それからですね、今日ですね、昨日ですか一昨日ですか、町長の談話が民報に載っておりましたけれども、もうあたかもプロポーザルによって今年度に庁舎を発注するような記事が載っておりましたけれども、今日私始めて新聞を見て、あのような記事を見て分かったんですが、あのようなことは議会の了承を得なくても進められるのでしょうか。ちょっとこれ話しが違うかもしれないけど、もしよければその辺もお聞きしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 おっしゃる通りね、非常にいくつかの事業が重複しますので、ましてやそれでなくてさえ、狭い中での工事でありますので、非常に大変だと思っております。しかし、大変だからといって避けて通れない。じゃあ、どうすれば良いのかというのは、正に知恵と工夫なんだろうと思っています。工事中、小学校の校庭ね、これも工事車両と後は一般車両とか、役場に来る人とか、これらも利用できるようなね、調整の方法を考えたいと、こういうふうに思っておりますし、先ほど申し上げたように、出来るだけ役場に近い所に新たな駐車場の確保も今計画をしているわけでありまして。そんなことで、大変なことは覚悟の上でこれらの事業をなんとか成功させると、こういうことなんでご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それから、今日の新聞の記事ですね、あれは町の考え方を述べたということでもあります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君） 私は順序として公民館の解体、あとは小学校の耐震化、それと同時に桜川河川改修、それが終わってから庁舎建設でも良いのではないかなというふうに思います。どうして、何でかんで今年中に着工しなくちゃいけないという、その理由がちょっと分からないんですけれども。ちょっと1年くらい遅らせて町民の意見をもっと聞いて、なおかつ最近、防災センターですか、あれの特別交付金も出るようなことが新聞に載ってましたし、町長、1月の新年会の時も「そういう資金を利用したい。」というふうに常にお聞きしているんですけれども、その辺の復興特別支援金が出るか出ないかは、その後どういうふうになったのか、併せてお聞きしたいと思うんです。町長、正月の頃からずっと「そういうのもあるんだ。」と言っちゃいましたよね、その辺はどうなっているのか併せてお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先ほどの4番議員でもお答えしましたけれども、町の事業には長期的な計画、つまり時間を掛けて計画的に実施する事業。それから、今回のように震災復興絡みの事業。これは、緊急を要するわけでありまして。町ではですね、この役場庁舎建設を進めるに当たって、通常はまったく補助金も何もありません。全額町持ち出しで、庁舎建設というのは進めなければならないわけでありまして、今回に限っては、県国と協議を進めて来ております。これは、復興交付金あるいは復興特別交付金に該当させてくれということで、根本大臣に東京まで行って要望書を提出したりしてございましてですね、これは、ここ1年2何が山だと、このように思っております。時期を失すれば、もうこの話しは要望という形では出来ないだろうと、こういうふうに捉えております。そのためにはですね、出来るだけ早く具体的な数字、事業

計画ですね、これをしっかり立てて交渉しないと、要請していかないと前に進まないという、そういう実情があるということをご理解いただきたいと思います。

○議長 11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可の下、先に通告した3点について質問させていただきます。

最初は、町民の要望や意見の把握とその反映について質問いたします。

町民の意見や要望を把握し、それを反映させることは町と議会の責務でございます。築城500年を記念して平成16年に作成し、平成17年3月に制定された三春町町民自治基本条例、このことが大きな柱になっていると私は考えております。手元に、あらためて読んで参りました。

一方、現在、平成22年度から平成26年の5年間を推進期間とする第4次三春町行財政改革大綱の実施計画の中でも、町民のニーズの把握と反映が実施項目としていくつか掲げられております。正に現在がその実施期間となっております。これがこの計画書でございます。

1番目に、町民の意見や要望の把握で一番有効なのはどのような方法であるかお伺いいたします。毎年、秋には各行政区毎にまちづくり懇談会が開催されますが、出席者の意見といたしまして、懇談会ではなく報告会の感が強いと言われております。町民の意見や要望の把握は、簡単なようで実は難しい点が多くあるということも分かりますが、その有効な手段についてお伺いいたします。

2番目に、第4次三春町行財政改革大綱の実施計画でも掲げられておりますが、「町への問い合わせや投書がしやすくなるよう地区の分館に様式を定めた投書用紙と封筒を備え付けて、窓口での提出や郵送での受け付け体制を構築し、まちづくり懇談会等で反映させるようにする」とありますが、それが未だ実施されていないように思われます。多くの町民が気軽に意見や要望を町に投書しやすい方法を構築すべきと考えますが、その進捗状況についてお伺いいたします。

3番目に、それらの意見や要望に対する回答は、その方一人だったり、あるいは会合に出席した一部の人がしか分からないと思います。それらの結果を多くの町民に反映させるには、どのような方法を考えておられるのかお伺いいたします。

4番目に、町民が意見や要望を述べやすい出前懇談会がございます。三春まちづくり協会は、原則毎月行っており、今月13日の開催で57回目と聞いております。ちなみに、平成23年度では25回の実施で、12回が三春まちづくり協会だったそうでございます。出前懇談会が低調な最大の理由は、開催を希望しない町民側にあると考えますが、町側として改善できる案があったらお伺いいたします。

5番目に、現在何かと話題の役場庁舎を始めとする公共施設の整備で、これから町民の意見や要望をどのように把握するのかお伺いいたします。三春町公共施設整備方針検討委員会の最終報告が本年1月に提出されました。これが、最終報告でございますけれども、その中にも「町民の理解が得られるよう検討の過程と成果に関して町民に向けて広報することを重視し、今後町民を対象にした意向調査等を実施して、町民ニーズを把握することが必要である」と述べられております。この中にそういう文言が入っております。しかしながら、これらを具体化する気配がないまま役場庁舎の建設が25年度末に着工したいと、町の方針が打ち出されているようですが、役場庁舎や図書館、廃校となる中学校やそれに加えて中央児童館等の公共整備について、町民ニーズの把握をどのように実施するのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第1の質問にお答えを申し上げます。

1点目の町民の意見や要望の把握で一番有効な方法ということではありますが、町民の方から直接お話をお伺いするというのが何より有効かと考えております。現在、町ではインターネットや郵便を利用した投書、それから行政相談等の相談窓口、区長さんやまちづくり協会を通してのご意見、ご要望をいただいているところでございます。

また、毎年、ただいまお話がありましたように、各地区で開催されておりますまちづくり懇談会も地区のご要望を把握できる有効な機会であると認識しております。様々な方法がございますが、これらをご利用いただきながら、ご意見ご要望をお寄せいただきたいというふうに考えております。

2点目の町へ投書しやすい方法の構築でございますが、ただいま申し上げた方法の他にですね、ご提案ありますように、町民の皆さんのご意見やご要望を伝えやすくするためのアンケートですね、そういったものを窓口、庁舎内等に備えて置くと。それから、要望用紙を備えて置くということも必要だというふうに考えてございまして、そういったご意見箱等を設置して参りたいなど、そういったことも一つの方法かなというふうに考えております。

3点目のですね、ご意見、ご要望に対する検討結果についての反映でございますけれども、多くの町民の皆さんに反映させる方法といたしましては、例えばですね、庁舎内への質問と回答の掲示ですね、掲示板を使つての掲示、それから町のホームページ、広報紙等を利用してお知らせする方法があるというふうに考えております。

4点目の出前懇談会の改善ということでございますが、出前懇談会は、行政区、まちづくり協会などの各種団体からの希望によって実施しているものでございます。毎月定期的に申込みをされております団体も含めると、毎年で15件程度開催しております。低調ではないかということではありますが、まちづくり懇談会や行政課題に対する町からの説明会等を含めれば、町民の皆さんのご意見を伺う懇談の機会は少なくないというふうに考えておりますが、今後もご活用いただけるようなメニューの活用やPRを行つて参りたいというふうに考えております。

5点目の役場庁舎など公共施設整備についての町民の皆さんのご意見、ご要望の把握ということではありますが、各地区、各団体代表者で構成されました公共施設整備方針検討委員会で十分検討いただいた結果を踏まえまして、町の考え方をまとめ、現在、議会と庁舎整備について協議を行なっているところでございますので、必要に応じてですね、町のホームページ、それから広報紙等で意見を募集する他ですね、まちづくり協会、それから商工会等と意見交換をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 1番目の町民の意見を把握する一番良い方法、これは確かにですね、今おっしゃったようないろいろな方法があつて、難しいなというふうには私も思っております。その中でですね、窓口へ来たり、投書をいただいたり、あるいはインターネットでいただいたりというふうに今お答えもございましたけれども、例えばインターネット、インターネットとか、電子メールでですね、意見を述べた場合ですね、その電子メールに対して必ず回答をされているのかどうかということをお伺いします。月間、あるいは年間ですね、そういう要望が電子メールでどのくらい来ているのか、私も今まで聞いたことはございませんけれども、電

子メールを活用している方も結構いらっしゃるのですね、その点についてですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

あと、2番目、まちづくり懇談会これはですね、長年継続されて懇談会を開催するまでいろんな意見を集約するという点に関しては、これも有効な手段だと思うんですけども、参加した方からですね、資料を当日、直前に渡される。関係する町とか議員とかまちづくり協会の方々は、だいたい内容が事前に分かっていますけれども、ほとんどの町民はですね、参加した直前に資料が渡されるということですね、これを何とかして欲しいと、もう少し事前に分からないとですね、質問のしようがないということですね、よく私あるいは他の議員さんに来ているんだと思うんですけども、例えば去年の7行政区で、私、残念ながら1ヶ所はちょっと行かれなかったんですけども、先ほど町長から役場庁舎とか、それから公共施設についても十分説明したとお話しがありましたけれども、その件に関しては、少なくともまちづくり懇談会では質問がなかったように記憶しております。まちづくり懇談会が終わってからですね、私のところに個人的にですね、役場庁舎の件についてちょっといろんな質問がありましたけれども、やはり事前に資料が渡っていればですね、もっとまちづくり懇談会が活発になるのではないかなと思いますので、まちづくり懇談会の資料をですね、もっと事前に分かるような工夫があれば、あるいは今後検討していただければと思います。

それから、先日の24日にですね、新三春中学校の一般町民への公開がございました。予想を超えるですね、500名以上の方々が来られたと聞いております。皆さんからですね、校舎を見て、すばらしい校舎だと、歓待したという意見がございました。けれどもですね、ちょっと私残念だったのは、参加された方がですね、例えば感想を述べるとか、あるいは事前にですね、アンケート用紙みたいなのを設けておけばですね、もっともっと充実した公開になったんじゃないかなと思っております。先ほど申しました住民自治基本条例にもですね、町は情報を的確に、迅速に周知することとあります。前回のですね、中学校はよい機会だったのかなと思います。したがってですね、役場庁舎それから図書館はこれからというお話でございましてけれども、今回の中学校以上にですね、これらに関しては、多くの町民が関心を持っていると思われるので、先ほどですね、いろんな機会を捉えて吸い上げるというお話がございましたけれども、全町民がですね、分かるような工夫をしていただきたいと思います。それもですね、自治基本条例にうたわれている町民の権利だと考えますので、この件についてちょっとどういふふうな姿勢があるかお伺いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 再質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目にですね、インターネット等を通しての電子メールでの回答はちゃんとしているのか、要望はどれくらいなのかというお質しでございます。インターネットからのご要望につきましては、平成24年度は108件ございまして、その問い合わせの内容といたしましては、町外の方が多いいのかなと思いますけれども、桜の開花状況とかですね、観光に関する問い合わせ等々が主なものです。それから、戸籍謄本、抄本そういった物を取るのにはどうしたらいいのか、というふうな問い合わせ等が多いということで108件でございました。それについては全てに、こういうことですよ、というような回答をさせていただきます。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、まちづくり懇談会等での資料の事前配布について、という2つ目のご質問でございしますが、十分にですね、当日ご説明つくせない部分があるとは理解はしておりますので、区

長、組長さん方を通してですね、何部か余計にですね、冊数を配っておく、ご要望いただければ冊数を余計に事前に配っておくという方法もあるのかなということは考えてございますので、そういったものもですね、まちづくり協会の皆さんとご相談をして、工夫をしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目のですね、庁舎等の意見をどのように全町民の方へお知らせするのかというところでございますが、だいたいの素案が出来た段階でですね、皆さんとの協議が終わった段階で、まず、広報紙にこういう素案ですよ、ということは載せる必要があるというふうに考えております。それから、インターネット、ホームページ等に載せるということで、その素案を載せてですね、ご意見を頂戴するという機会は、当然必要になって来るだろうなというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) ちょっと質問の主旨からすると反れるかもしれませんが、公共施設の一部ということですね、ちょっとお伺いしますけれども、閉校となる中学校についてはですね、それぞれ使い方がだいたい決まっていると、ただ桜中学校についてはですね、この間、旧公民館が取り壊されるから、そこに入っている6、7団体についてはですね、どうですか、という見学に私自身も行って参りましたけれども、それ以外にどういうふうに活用されているのかなと、活用する予定なのかなというのが、ちょっとまだ分かりづらいなど、もしですね、ある程度具体的なですね、活用の方法があったら教えていただきたいのと、これは私の個人的なあれですけども、首都圏にはですね、情報産業がいっぱいあります。情報産業というのは、今インターネット回線があればですね、どんな所に行ってもだいたいの仕事出来る環境になっております。そういうこともですね、首都圏にそういうのを発信してですね、桜中学校を有効に使ってもらえばですね、若い人が来て何がしかのお金も、それこそ安い家賃、あるいはただで貸すということにすればですね、相当な方が手を上げるのではないかなと思っておりますけれども、桜中の活用について分かる範囲でお伺いいたします。

○議長 関連といえば関連、答えられれば答えてください。

村上財務課長！

○財務課長 お答えをしたいと思います。まず公民館の解体に伴います各団体の利用、どこで利用するかという件につきましては、桜中に限っているわけでありませんで、各団体と現在調整中ということになります。

それから、桜中の跡地利用についてであります。公共施設検討委員会の中で、具体的にこのような利用が良いのではないかとということではなくて、文化的なもの伝統的なものの育成創造、そういった観点もあるのではないかと。それから、合宿とかですね、教育的な利用も考えられるのではないかと、そういったことも含めて検討して欲しいというのが検討委員会の答申内容になっておりますので、町といたしましては、その辺をですね、いろいろな情報を収集等をしてですね、どういう対応が良いのか、今後検討して行きたいというふうに思っております。

○議長 第2の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 2番目の質問は、三春町観光ビジョンの策定についてお聞きします。

通年型観光が叫ばれて久しくなりますが、具体的な取り組みが中々されておられません。私は、平成15年3月に会社勤めを終えると同時に、その4月から地区の副区長を拝命し、その時から議会報を保存しております。昨日、確認したら第92号からでした。会社勤めの時はですね、

正直言って行政にあまり関心がなくですね、議会報を詳しく見た記憶がなく、ほとんど処分してしまいました。会社勤めの時は思ってもみなかったですね、議員になり、保管していた議会報を全部改めて目を通しました。当然のことながら、観光に関していろいろなやりとりがなされております。町長が一期目のですね、半ばの平成17年9月議会ですね、「観光振興や通年型観光について、勉強会を立ち上げ町も参画しながら幅広い論議をし、意見の集約を図りアクションプログラムをまとめたい。」という答弁をなされております。2年前の23年3月議会ですね、その件を質したところ、「三春町観光ビジョンは、23年に作成を進めてまいりたい。」と産業課から答弁をいただきました。その年の23年の12月議会でもですね、「観光ボランティアやさくらの会と意見交換をし、素案を作成し、観光まちづくり連絡会を中心に本年度には作成する。」との答弁がございました。昨年、すなわち24年12月議会を確認したところ、「まだ作成に至っていない。」と「関係団体と相談をしながら素案の作成を進めたい。」との答弁がございました。この7年間ですね、いろんな答弁をいただいているけれども、具体的な進展はないというのが実態でございます。確かにですね、春の桜の観光は、ほぼ完成していると言っても過言ではないと思いますけれども、他の季節、多くの観光客を呼び込むことは簡単ではないと私も承知しております。しかし、難しいからこそ取り組む。先ほど町長がですね、知恵を出してですね取り組むことが、これが必要ではないかなと私思っております。

1番目にですね、観光振興のためのアクションプログラム、即ち三春町観光ビジョンの策定期間をですね、今度こそ決めてですね、その明確に時期を決めてですね、いただきたいと思えます。町の方針をお伺いいたします。

2番目に、これらの策定にあたっては、どのようなメンバーで行うのか。以前の答弁では、「観光ボランティアやさくらの会等と意見を交換し、素案を作成し、観光まちづくり連絡会を中心に行う。」とのことでしたが、現在もその方針なのでしょう。町民からの公募やですね、外部識者の助言を求めるべきではないかなと考えます。また、先ほどの質問と関連しますけれども、この自治基本条例にもですね、「重要な課題の計画策定には、町民が参画できるように努めなければならない。」とこの中にうたっております。多くの町民の意見やアイデアを広く求めることも大切ではないかと思えますので、この点を含めてお伺いしたいと思えます。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

1点目の、観光ビジョンの策定期間についてであります。具体的な取り組みに至っていないのが現状でございます。三春町には、たくさんの観光資源があります。これらの魅力ある観光資源を他にはない、三春らしさとして発信していくこと、これが観光振興につながるものと考えております。観光ビジョンの策定にあたりまして、肝要なのは、やはりどういった観光を目指していくのか、基本方針の策定でございます。議会を始め、多くの町民皆様方のご意見をいただきながら考えて参りたいと考えております。目標としては、平成25年度中には素案の作成までを行ないたいと考えております。ご理解ご協力のほどをお願い申し上げます。

2点目、ビジョンの策定メンバーについてでございます。現在、観光についてのご協議を行う団体としましては、観光まちづくり連絡会がでございます。この構成メンバーが、田村警察署、三春ダム管理所、それから福島県の各関係部署、東日本高速道路、JR 東日本、福島交通、タクシー会社、更に町内の各関係団体等々で構成されております。年2回程度の会議を開催いたしまして、町の観光振興についてのご協議を願い、ご意見等をいただいております。町民からの公募につきましては、現段階ではまだ未定でございますが、観光まちづくり

連絡会の中に、専門委員会等を設け、広く意見を取り入れまして策定に望みたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） ただいま、産業課長からこの観光ビジョンの素案をですね、平成25年中に素案を策定するという確約をしていただけたと私は理解いたします。ただですね、残念なのは、今までそういう回答を何回も何回もしながらですね、ここまで延びて来ちゃったというのがちょっと残念かなと思っております。以前、町長さんがですね、町も民間の感覚を持ってやると、その時「民間の感覚はどういうことですか。」と私、質したことがございますけれども、「コスト・サービス・スピード」とお答えいただきました。私は民間の感覚にですね、納期という感覚を付け加えていただきたいと思っています。民間には、必ず納期という感覚がございます。契約をしてですね、物が納期通り出来なければ遅延金も請求されます。あるいは損害も取られます。幸か不幸か町はですね、そういう事がないからですね、やっぱりずるずると来てしまうと思います。今度こそですね、25年度中に素案の策定を確約していただきたいと思います。

それに関してですね、現在のお城山のアジサイの整備、ダムサイトですね、もみじ山の整備、こういうのを一生懸命やっているんですけども、こういうことに関して外部に情報を発信していないなど。確か以前にもですね、「こういうのをどんどん発信したらどうですか。そうしないとせっかくやっているのに外部の人が分からない。」と質したところ、「近々ホームページに載せる。」ということで、最近ホームページをのぞきましたら、今年の1月かな、もみじ山に関してはですね、ホームページに掲載されましたけれども、決して観光客を呼び込めるような内容ではございません。このお城山ですね、アジサイについてですね、どういうふうにこれから情報発信していくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それとですね、このホームページ、ホームページと最近よく言うんですけども、インターネットを利用されている方、国民全体で何%か分かりませんが、以前、町の調査では30%位だとお話しございましたけれども、ホームページに公開すると全部情報公開したような機運になってしまいますけれども、もっともっとですね、別の工夫をしていただきたいと思います。

それから、2番目にですね、先ほどビジョンを策定するのに観光まちづくり連絡会ということで田村警察とかダム管理事務所等々ありましたけれども、失礼ですけども、こちら辺はやっぱり充職という感じが強いと思います。やっぱり、もっともっと一生懸命に観光を考えている町民もいらっしゃるし、それから、以前富岡とか葛尾の方を案内してですね、町内を散策したことがございます。そうすると、「三春町って、こんなすばらしいのがあったのね。」ということでですね、今回のメンバーにですね、町民以外にここに仮住まいしている葛尾とか富岡の方々、ようするによそ者を入れてですね、やればもっともっと良いんじゃないかなと思いますので、そこら辺を含めてお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お城山のアジサイ、あるいはもみじ山等々についての外部発信が弱いよ、というように指摘でございます。整備の途中ということも当然でございます。これから、そういった

施設の管理運営をきちっとした中で利活用をどのように図っていくか、ということ考えた上での発信を検討して参りたい。出来る限りそういう情報の発信には努めて参りたいと考えております。

それから、2点目のビジョン策定にあたっての外部からのご意見というお考えでございます。先ほども申し上げましたが、観光まちづくり連絡会、専門委員会等を設けてその中にですね、いろいろな皆様方のご意見を取り入れていきたいと考えております。場合によっては、専門家のご意見等もいただくこともあるかと思えます。いずれにしましても、広く皆様方のご意見を取り入れる中で、策定に望んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 最後の質問は、役場支所の設置についてであります。

役場庁舎の建設に先立ちですね、役場支所をですね、早めに設置・試行してですね、それらの結果を新しい役場づくりや運営に反映させればと考えております。さしあたってですね、人口・世帯数とも全町の25%の岩江行政区にですね、役場支所を設置・試行してですね、その結果を役場庁舎のあり方についてですね、反映させ他の行政区にもですね、支所を順次開設してはどうかと思っております。この件に関しましてはですね、現在の1番議員が平成15年12月の議会でもですね、「岩江地区に行政サービスセンターを開設しては」と質問しております。その時の答弁として「前向きに検討して参りたい」と答弁がなされております。

また、去年のですね、岩江地区まちづくり懇談会でもですね、JAたむら岩江支店跡地にですね、岩江支所の設置を予防しております。支店の建物の耐震の結果がどのようであったか、まだ公表されておられませんけれども、建物の改修を待っていたら、ちょっとだいぶ時間が掛かると思えますので、10年前にですね、検討を約束した岩江センターにですね、早期に開設していく考えはないのかどうか。それらを含め町の方針をお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 第3の質問にお答えいたします。

役場支所の設置についてであります。町民生活に密着した基礎自治体として広く住民サービスの向上を図るためには、岩江地区のみということではなく、全町的な検討をおこないながら進めていく必要があると思えます。

まずは、まちづくり協会をはじめとして各地区からの意見や要望を具体的に伺い、町民の皆さんが何を求め、行政がそのために何をなすべきなのか、何が出来るのか、十分把握することが重要であります。

町ではこれまで、行財政改革を進めるにあたって、定員適正化計画により職員数を削減してきた経緯もあり、支所設置の検討に際しましては、役場庁内各課等における意見の集約と各種事務事業等の見直しの検討も、併せておこなう必要があります。

急速に少子高齢化が進むなかで、地域に行政がどのように関わっていけば良いのか、きめ細やかな行政サービスを実現させる手法としての住民協働のあり方、事務事業の民間委託など様々な観点からも検討をおこなっていくことが大事かと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 確かにこれは全町的な問題で、岩江だけではないというのは私も承知しております。10年前にですね、そういうことを約束されているということもありましたのでですね、あえて質問しました。

今のご答弁の中でですね、私もこれ支所については、いろいろ難しいということも私も分かりますけれども、今の答弁の中で、先ほど言った「いつまでに」という、この民間の感覚、納期ですね、それと見通しについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 この件に対して、現時点で見通しは持っておりません。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 見通しが無いということは、結果的には進まないということに解釈してよろしいのでしょうか。先ほど言ったように、やはりこういう計画というのは大切じゃないかと思しますので、よろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 見通しを持っていないということは、それだけ非常に難しい課題であると、こういうことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長 時間の関係で議長は、いま非常に悩んでいるところでありますけれども、有効に時間を使わなければいけない観点から進めて参りたいと、進めるところまで進めて参ります。

14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について一般質問をいたします。

質問に入る前に、早いものであります。東日本大震災原子力発電所事故災害から間もなく2年を迎えます。当町においても、浜通りの市町村より二千名弱の避難を余儀なくされている方々が生活しております。改めてお見舞いを申し上げたいと思えます。安倍総理は、平成25年度の施政方針の中で「共助や公助の精神は、単にかわいそうな人を救うことではありません。懸命に生きる人同士が、苦楽を共にする仲間だからこそ何かあれば助け合う。そのような精神であると考えます。」と言われております。今を懸命に生きる被災された方々に寄り添い、平穏な生活を取り戻す、復興再生に、そして未だかつてない町政の諸課題を町民の総力を挙げて取り組むことが重要であると私は思うのであります。その上で質問に入ります。

第1の質問ですが、教育環境の整備について、3点について伺います。

1点目ですが、町長の25年度の所信表明でいわれております、今年度は復興元年と位置付け除染作業、風評被害の払拭、食品等の徹底した放射能物質の検査等、町民が安全で安心して暮らせる環境づくりは町政の最重要課題であるといわれております。私もまったく同感であります。

さて、新三春中学校も間もなく開校する段階に入りました。まず、通学路の除染であります。一昨年は各行政区におきまして、通学道路の除染を徹底的にやった経過があります。新中学校、もちろん国道・県道・町道を通り抜けるわけではありますが、その除染対策について、まずお尋ねいたします。また、通学路の安全対策については、24年9月定例会で、私が子ども

の命を守る観点からお尋ねいたしました。重ねて質問いたしますが、通学路の安全対策等、本当に万全なのか、また、本当に大丈夫なのか、懸念するわけであり。詳細に伺いたいと思います。

2点目の質問であります。一概にはいえませんが、若い夫婦はスーパーの野菜、米は町外や県外、じいちゃんばあちゃんは地元の食材を利用すると、また、東京や県外に住んでいる子ども達には、「野菜や米を送ってもらわなくてもいいがんだ。」という話しがちらほら聞ける状況であります。そういう状況が続くなか、学校給食の地場産物の活用状況について、伺いたいと思います。この活用状況については、農業者の方々が非常に神経を尖らせている重要な課題でありますので、誠意ある答弁を求めたいと思います。

2点、3点と重複するわけですが、学校給食の検査態勢、これは本当に私は重要な課題だと思います。風評被害を払拭するために、データ的にこの検査態勢というのは重要であります。この検査態勢についても福島県ではですね、学校給食でありますから、授業参観等で保護者に検査、三春でいえば町内の食材を使った給食メニューですね、食材の放射性物質の検査態勢を見てもらう授業を始めるとか、安心して学校給食を食べさせることができるためには、不可欠な条件であるということがうたわれております。

またですね、町内の食材を利用する場合に、食材のルーツ、これほどこのだれがこの給食の、例えば大根や白菜や玉ねぎはどこのだれが作っているのかとか、そういうふうな食育の教育に持っていただきたいとも言われております。こういうふうな意味からですね、県もこの震災前は地産地消を本当に進めて来たわけですが、我が町においても、当然地産地消というのを進めて参りましたが、この震災を挟んで本当にまだまだ地元の野菜の活用というのは、そう多くはないと思いますが、その辺の2点、3点と重複すると思いますが、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 14番議員の質問にお答えいたします。

1点目の質問にお答えします。

新三春中学校の通学でございますけれども、旧町内からの通学路につきましては、大きく分けて3路線でございます。八幡町方面から県道須賀川三春線を通る路線、中町方面から町道八幡町貝山線を通る路線、そして大町・新町から県道飯野三春石川線を通る路線、それぞれ通学路として考えております。これらの路線は、安全面を考慮し、全て国道288号線バイパス歩道を経由し、旧田村ほ場整備事務所前に現在工事中の歩道を通って学校へと通学することとなります。

また、中郷地区からの通学路については、県道飯野三春石川線、県道谷田川三春線となります。通学路につきましては、生徒の安全確保に向け、歩道整備等の促進を既に何回も関係機関に強く要望しており、今後も要望を続けていきたいと考えております。また、新たに通学路となる町道につきましては、既にできるところ路上への外側線整備や防犯灯の設置等も行いました。併せまして、田村警察署や交通安全協会三春町連合会と協力して開校までに各路線の要所に通学路表示看板の設置を行って運転者の注意を喚起して参りたいと考えております。なお、通学路の除染につきましても、引き続き三春町除染実施計画に基づき除染担当課と連携を図りながら、対応して参りたいと考えております。

2点目の学校給食の地場産物の活用状況につきましては、沢石共同調理場において以前より地元産を使用しております。また、中郷小学校にございます、さくら共同調理場においては、

保護者の方々への周知と合意を経て、2月より地元産・県内産の食材を使用してございます。なお、地元産食材については、既に幾重もの検査等を経て安全性が確認されていることから、他の学校等においても、保護者の理解を得ながら、早期に従来通りの地産地消体制に移行していきたいと考えてございます。

3点目の学校給食の検査につきましては、現在実施している使用前食材6品目の検査及び調理後の給食まるごと検査を今後も継続して実施して参りたいと思います。

また、給食まるごと検査については、民間事業主にて、より精度の高いゲルマニウム検査機器を活用した検査を半年に一度実施しておりますので、今後も事業主の理解が得られたことから、引き続き実施して参りたいと考えてございます。

なお、これまで放射性物質が検出されたことはございません。

なお、これらの検査項目につきましては、町のホームページ等で公表しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） この除染の件につきましてですね、県道沿い、また国道沿い、開校まで検討していくという話してございましたが、開校までには是非ね、実施していただきたいと思いますが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤住民課長！

○住民課長 通学路除染の件、国道288号バイパス沿いの件だと思います。

先ほど4番議員の答弁の中でも出ておりますが、自動車による走行サーベイの測定をしております。その数値を見る限り少なくとも大規模な高線量で汚れている所、あるいは極端に高いホットスポットはないものというふうに考えております。ただ、今のご質問の主旨を踏まえますと、それでも念のために確認すべきではないかと、いうふうな主旨だというふうな受け止めてございますので、なるべく早いうちに確認を兼ねて、再度、今度は人手による、ホットスポット、小さい規模でもしかするとあるのではないかとこののを主眼においた確認的な調査は、なるべく早い時期に実施して安心をしていただくような体制を取って参りたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

なお、根本的な除染につきましては、何回も申し上げて恐縮なんですけど、最終的には完全な除染作業の中での対応ということになりますので、その辺につきましても併せてご理解をいただければ幸いかと思います。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 ここで時間がまいりましたので、第2の質問以降は午後に持ち越させていただきますと、このように思います。それでは暫時休憩をし、再開は午後1時といたします。

…………… ● ● 休 憩 ● ……………

（休憩午前11時54分）

< 休 憩 >

（再開午後 1時00分）

……………・再　　開　・……………

○議長　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問が終わっておりますので、第2の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君）　次の質問に移ります。

福祉行政について、伺っていききたいと思います。

重度心身障がい者支援事業の中に医療費助成事業があります。この制度は指定医療機関で診察を受けると、いったん医療費を払い、その後請求書を提出する償還払方式になっております。そこで、重度心身障がい者医療費受給者証というのをそういう方はいただいております。それを医療機関の窓口で見せることによって、医療費の支払いとか、後で請求書の提出とか、そういう事務事業の負担が、この障害者の方々は非常に気にしております。そういうふうな意味から、この制度を窓口と請求書の事務負担が障害者の負担とならないように、直ぐやれとは言いませんが、いろいろ条例の改正とかあると思いますので、検討してみてもどうかと思いますが、伺います。

○議長　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　それでは、14番議員の質問にお答えいたします。

重度心身障がい者医療費助成事業は、心身に一定の障がいを持つ方の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する制度です。

町は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付し、医療機関で支払った医療費を後日、医療費助成申請書により、支払いをする償還払いの方法をとっております。現在の受給者ですが、439名で申請件数は、月に約520から530件、年間にするると約6,300件となっております。また、受診している医療機関でございますが、県内外を含めまして約1,200ヶ所にのぼっております。

受給者が医療機関に受給者証を提示して、医療費の窓口払いと助成申請書を廃止するのご提案ですが、この廃止を行うには、制度に関係する医療機関、医師会との協議がまず必要になります。更には審査支払機関である国保連合会、社会保険診療報酬支払基金との協議、また理解が必要になります。ということは、町だけで取り組めるものではありませんので、今後いろいろ調査しまして、検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長　再質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第3の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君）　次の質問に入ります。

介護ボランティア制度について。この制度についてですね、最近、全国的にその介護ボランティア制度というのが広がっていると伺っております。この制度は、65歳以上の高齢者が介護施設に行ってお茶くみとか、お話しとか、いろいろそういうふうな軽度、軽い仕事のお手伝いというような内容ではありますが、このことが非常に高齢者になると引きこもりがちになる傾向があります。そういうふうなことで、そのような介護施設に行つて、いろいろな支援をするということで、介護の予防対策の一環ということになります。また、この介護制度についてもですね、ただボランティアだけでなく、ポイント制度というのがあるそうです。このポイン

ト制度はですね、1時間、それは市町村によって違うわけですが、100ポイントになると1000円に換算される。年間最大5,000円の現金と交換できるというような制度であります。楽しみもあるというようなことであります。こういうような制度について、お尋ねしたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度で、2007年5月に導入が決定され、同年9月より運用が開始されました。この制度ですが、地方自治体が介護施設等で介護支援に関わるボランティア活動を行った、原則65歳以上の高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与するものであります。このポイントは、自らの介護保険料の納付等に充てることができ、高齢者の介護保険料の負担軽減はもとより、介護ボランティア活動をする高齢者の健康増進や生きがいづくりなどにも効果があると期待されております。制度の運営につきましては、介護保険法の規定に基づき、自治体が介護予防事業として行うこととなります。また、ボランティア登録や手帳の交付、ポイントの管理や付与は、社会福祉協議会などが行うものです。先ほど議員もおっしゃいましたが、活動ポイントにつきましては、1時間当たり100円、1日の上限は2時間で200円、更に年間の上限は5,000円と定めているところがほとんどでございます。

2007年から6年間を迎え、現在、全国で約60市町村がこの制度に取り組んでおりますが、福島県内で取り組んでいる市町村は未だない状況であります。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 課長の今の答弁によりますと、そんなに導入するのは難しくないような気もいたしますので、一ついろいろ勉強いたしまして、高齢者の生きがい対策、介護の予防対策等に活かされて、導入することを強く訴えるものであります。

以上であります。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 受入れがですね、簡単かどうか分かりませんが、三春町は、今第5期介護事業計画にのっとってですね、24年から26年度を順調に進めておるところです。今後ですね、どういう情勢の変化があるか分かりませんが、今後この計画は、また6次が27年度から始まります。その時などにですね、状況をみて進行管理委員会等にもおはかりしながらですね、どういったものかは、今言われたように調査研究して、検討はしてみたいとは思っています。

以上です。

○議長 8番渡辺正久君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番（渡辺正久君） 議長の許可を得ましたので、私は2件について質問をいたします。

始めに、定住促進に関する取り組みについてであります。町は人口の減少・少子化対策の一つとして、昨年6月に三春町定住促進計画を策定し、実施期間を24年度から27年度までと

してスタートいたしました。私もこの主旨には賛成であり、大いに期待をしているところであります。今日はその定住促進に関して質問をいたします。

1点目は、今年度の実施状況と反響をお聞かせください。

2つ目は、計画によりますと住宅環境の充実などの整備には長い時間を要するので、人口を増やすには短期集中的な対策が必要とのことでありますが、それら対策の中身についてお聞かせください。

3点目は、人口減少の一つの原因に若者の町外転出があげられると思いますが、町ではどのように見ておられるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 8番議員の1点目の質問にお答えします。

町では、定住促進の一環として今年度も分譲地の販売促進に努め、御祭住宅団地は2区画、過足住宅団地1区画、八島台八丁目地内1区画の合計4区画を分譲しました。

また、三春町定住促進計画に基づき、民間賃貸住宅の建設を促進するため、町有地2ヶ所の無償貸付の公募を行いました。その結果、八島台地内の町有地は事業予定者が決まりましたが、上舞木地内の町有地には、数件の問い合わせが寄せられたものの、応募までには至らず、現在も公募を継続しているところであります。

次に、2点目の質問ですが、短期集中的な対策として、来年度は、転入者の増加や定住の促進を図るため、転入した40歳未満の世帯が賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成する事業に取り組みたいと考えております。また、転入者の受入れ環境を整備するため、原則、町内に自己所有の土地を有する賃貸住宅の建設者に奨励金を交付する事業を予定しております。なお、引き続き子育てを支援するため多子世帯養育支援事業を実施して参ります。

次に、3点目の質問ですが、町内には普通高校が1校のみで、多くの高校生が町外の高校に通学し、専門学校生や大学生においても、そのほとんどが県内、郡山市、県外に通学しております。就職活動において、町内の就職先が限られるため、町外への通学者は勤務先をそのまま町外に求め、勤務地に転出することにより若者の町外転出が進んでいると考えられます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番（渡辺正久君） ただいま答弁いただきましたけれども、幅広くですね、取り組んでいるようではけれども、いまひとつ反応が低いと申しますか、そのように感じております。今後、いっそう推進していくには、新たな施策や制度の拡充が必要ではないかと思えます。それらを検討・審議する検討会議、また、町行財政改革推進会議、これらは開催されているのでしょうか。実情をひとつお聞かせいただきたくというふうに思います。

2番目の短期集中的な対策として、各奨励金制度、また、計画書によりますと祝金制度等、数あるようでございますけれども、これらはですね、他町村に比べれば、まだまだ助成制度、また、助成額等が少ないように思えます。これらを魅力あるものにするには、やはり思い切った見直しと申しますか、それらを考えて行くべきではないかというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

3番目の人口の減少についてでございますけれども、ただいま答弁にもありましたが、就職や結婚を機にですね、郡山等町外に居住を求める若者も多いのが現実であります。これらを

すね、いかに引き止めると言うか、町内にとどまってもらう。就職の際にもとどまってもらうためには、現在です、各奨励金制度や住宅の取得制度、これらで対応するしかないんでないのかなというふうには思います。そんな中でありませけれども、ちょっと視点は変わりますけれども、学校におきまして、ふるさとを愛すると申しますか、大切にします、そのような教育をよりいっそう力を入れていただければ、将来的に地元で就職する。また、定住していただく、そういうことに繋がるのではないかとこのように思われます。それらの現状はどうかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまの再質問の第1点目にお答えを申し上げたいと思いますが、検討会とか、役場内部での行革会議等を開催してはどうか、というふうなご提案かと思えます。

おっしゃるようになります、このような検討会等です、必要かというふうには私ども考えてございますので、今後十分にですね、そのような会議の開催も含めて検討して参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 鈴木町長！

○町長 町有地を無償で貸付をして民間の活力を引き出そうと、引き出させていただくと、そういう方法は初めての試みであります。最初からうまくいかどうかというのは、やってみなければ分からないという部分があったんですけども、個人でやる場合には、あまり面積が広くない。そういうところは対応できたと思っております。面積が広い場所については、やはり、それなりの大きな賃貸アパートということになるものですから、なかなか応募がなかったと、こういうふうな状況であります、いずれにしてもですね、継続しながらどういう方法が適切に実施できるのか、検討しながらですね、今後進めて行きたいと、継続をしながら進めて行きたいと、こういうふうに思っています。

よろしくお願いをいたします。

○議長 教育長！

○教育長 ふるさと学習といいますが、それについてお答えをいたします。

現在もですね、ふるさとを愛するという教育におきましては、推進しております。ただ、この4月からですね、中型のバスがですね、常時教育委員会の方で使える状況がございますので、更にですね、このふるさと学習については、推進していける状況が整っております。更に推進して参ります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） いろいろ答弁いただきましたが、この三春町定住促進計画は中身の濃い私も計画だと思っております。三春町は先の震災でも比較的被害が少なく、地震に強い町でもあると思えます。是非、本腰を入れて取り組んでいただくことを強く要望いたします。

ただ、この施策を実りあるものにするには、何といたしても町民の皆さんを始め、多くの皆さんにこの施策の主旨、または数々の制度を知ってもらうことが必要だと思えます。今後、どのようにPRし、また、町民の皆さんに浸透をはかって行くのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 再々質問にお答えを申し上げます。ただいま、ご質問がありましたように、その計画、本腰を入れて実りあるものにするためには施策をですね、町民の皆様方に広くお知らせして理解をしていただくということは、当然大切なことでございます。それらのPRというのは、当然町の広報、そおれから前々から申し上げているようなホームページ等、それから、場合によっては小冊子等を作ってですね、そういったものでPRをしていくということも必要ではないかというふうに考えてございますので、それらも含めて検討を重ねて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

農業の振興・活性化に関する6次産業化支援についてお尋ねをいたします。町内の農業振興・活性化の一環として、6次産業化支援を挙げられております。県も原発事故被害からの農業の再生、活性化を目指し金融機関、企業に協力を求め約20億円規模の復興ファンドを創設するなど、6次産業化を支援するとのことであります。生産から加工・販売まで一貫して行うこの事業は、今後の町内農業を展望するにおいても大変魅力のある分野だと思えます。ただし、立ち上げるには、町やJA、地元企業等の強力なる指導・支援が必要であります。農業の再生に向けて積極的な施策・支援をお願いいたしまして、質問に入ります。

1点目、6次産業化支援策の具体的な内容をお聞かせください。

2点、6次産業化へ向けての現状と今後の見通し、併せて今年度の取り組みをお尋ねいたします。

3点目、推進にはJAや町内製造業の方々等の協力と支援が不可欠だと思います。中でも、JAたむらとはどのような連携を取っておられるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業長！

○産業課長 お答え申し上げます。

1点目でございますが、現在行われております支援策の具体的な内容でございますが、国におきましては平成22年に、いわゆる6次産業化法が制定されております。この中で地域資源の活用、新事業の創出、地域の農林水産物の利用促進がうたわれておるところでございます。県におきましては、6次産業化に取り組む方々を支援するため、福島県農業会議をサポートセンターと位置づけプランナーへの相談業務、こういったものが行われているというところがございます。具体的な計画がまとまり、6次産業化法に基づく事業計画が認定されますと、融資面での優遇措置、あるいは有利な補助事業を受けることが可能となって参るということでございます。

2点目でございます。町では、これまでに県が主催する農産物の加工技術、経営センス、商品開発力の研修会、また、JAたむらの6次化創業塾への参加取りまとめなどを行って参りました。これまでのところ、新商品の開発等、大きな成果を得るまでには至っておりませんが、直売所の会員等には加工所を作る際の導入設備、あるいは各種申請手続きなどの情報を提供することができております。また、企業や個人の農業参入も、6次産業化の種をまくことととらえ、積極的に支援を行って参りました。今後は、意欲のあります農業者、あるいはグループ、更にパートナー企業を丁寧に発掘し、地域の産業としての取り組みを支援して参ります。

3点目、三春では古くは御木沢農協等によります牛乳事業、近年では地元農家との連携を図

りましたハーブガーデンの運営等、先進的な取り組みが行われて参りました。現在でも農産物直売、農産物の加工、こういったものを行う方々が多い町であります。JAたむらとは、6次産業化に関わらず、農業振興全般につきまして連携を図って参りました。今後も、目的への共通の認識を持ちながら、効果ある協力体制が築けるよう連携して参りたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） この6次化事業は、農産物を生産するだけでなく、加工技術や営業、経営面での能力等も求められますので、興味があっても早々に決断できないのではないかとこのように思います。今の答弁では、町ではまだ具体的な取り組みというのはされていないようがあります。今申した理由から、なかなか難しい事業であるとは思いますが、しかし、これを進めるには何事にもきっかけというのがあるはずですし、そのきっかけを提供することが、まず始めに必要なのではないかとこのように思います。今の答弁でも、いろんな会合が持たれたようがありますけれども、農家だけでなく、商店主や製造業の方々等、幅広く興味のある人に集まっていたら、議論をしたり学んだりする、そういうふうな新たな場を立ち上げるのも良いのではないかと、そういうことで、一歩ぜひ踏み出していただきたいというふうに考えております。その辺はいかがでしょうか。

2つ目の質問ですけれども、例えばやってみようかというふうに我々農家がですね、考えた場合、一番身近で頼りになりますのは、やはりJAであります。6次化を進めるにあたりましては、もととなる作物生産での技術指導や販売でのアドバイス、そして資金の支援等、JAには重要な役割を果たしてもらわなければならないと思います。そのあたりの連携はしっかりできているのか再度お聞きいたします。

併せてですね、町内の業者のですね、知恵をお借りするのはもちろんであります、共同で事業を行うという選択肢もおおいにあると思うんです。そちらへの働きかけはしておるのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業長！

○産業課長 1点目の機会の提供をというふうなことでございますが、先ほどの答弁にもございましたように、例えばJAさんがやっております6次化創業塾、こういったものへ参加の取りまとめ、この中で町内のいわゆる直売所の方、あるいは被農家の方についてもご参加をいただくようなことも行っております。町がそういった機会も作っていけばというふうなお質でございます。そういった既存のきっかけを十分に活用しながら、独自のものができるとは検討を進めて参りたいと考えております。

それから、2点目でございますが、JAとの連携でございます。今ほど申しましたように、折に触れ連携は取っております。当然、営農の中で6次産業化というような取り組みもJAさんも行っておりますし、また、行政としても関わりがございます。折に触れそういった取り組みはさせていただいておりますが、なお、今後とも連携は深めて行きたいと考えております。

それから、3点目でございますが、共同での取り組みということでございますが、おっしゃるとおりで、個人ではなかなか取り組みが難しい部分につきましても、例えば集落内で共同作業みたいな形で出来るものがあれば、これが一番よろしいわけでございます。実際、そういった方々の団体等についてもいろいろ情報収集をさせていただいた中で、そういった芽を育てる

ための取り組み、あるいは支援等というのも併せて行って参りたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

渡辺正久君君！

○8番（渡辺正久君） 積極的に推進して行くという答弁であります。重ねて申し上げますけれども、農業の衰退は生活環境の悪化にも繋がりがねません。山間で平地が少なく大規模経営が難しい我が町におきましては、6次産業化は努力に値する分野だと思っております。是非、実がむすぶまで諦めずに、積極的にこの施策を推進して行っていただきたいと思っておりますけれども、その辺の決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業長！

○産業課長 今ほどいただきましたご意見も参考にしながら、積極的に6次産業化の方を進めて参りたいと考えております。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので、先に通告しておきました事項についてお伺いいたします。

1件目、新年度に係る町長の施政方針の重点施策の第5にあげた「安全、安心して暮せる生活環境の創造に関する取り組み」の中身についてお伺いいたします。

この施策の中に、防災対策の強化があげられています。防災対策の強化としまして、消防施設や防火水槽の整備、避難広場の整備、公共施設への太陽光発電、蓄電の設備設置等、災害に強いまちづくりの推進を目指しているようです。今般の道路整備状況を見ておりますと生活道路の維持補修として、町民の要望に対して素早く対応している町の姿勢が見られ、評価できるものであります。しかしながら、この対応は生活道路として要望があるものに対しての対処療法かと思われまます。災害に強いまちづくりをすの一貫としての道路整備としては、防災対策強化の中には入っていないように思われまます。災害時に備えた避難広場の整備と同様、緊急車両がどこにでも入っていけるような道路の整備が防災対策、防災計画の中に位置付けるべきかと考えまます。原子力災害について、これから防災計画に盛り込まれるようですが、その折に計画の中に防災のための道路整備を明記すべきかと思ひまます、当局の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めまます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第1の質問にお答えを申し上げます。

災害時に備えた道路についてであります、現在の町の防災計画では救助活動を支える緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路等の指定を行い、道路災害の予防を図ることを明記してあります。通常の点検や現状の把握に努めてあります。

また、災害時には道路被害を最小限にとどめるために、被災状況の情報収集体制の確立、交通規制の実施などにより、緊急用道路を確保できるよう応急対策を講じることとしてあります。

ご質問のありました、防災対策としての道路整備を計画に明記すべきではないかということにつきましては、昨年12月定例会の中で防災・減災を意識した道路整備について、建設課長からもお答えを申し上げましたように、緊急自動車が行き可能な幅員の確保につきましては、改修できるところから整備することとしておるわけであります。

また、新たに整備する道路や改築を行う道路につきましては、本定例会に上程いたしております三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の基準に従って整備されるということになるわけでございます。このため、改めて防災計画に明記するという事は、考えなくて良いのではないかとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君君！

○6番（日下部三枝君） 今、総務課長の答弁にありましたように、12月の定例会でも質問をいたしました。その時の感触といたしましては、やはり安全安心で生活道路ということ、それから、緊急ルートの指定、そういうふうなことで、改めてやる必要はないような感じの答弁だったと思います。しかし、一般町民から見て、やはり計画の中に道路整備が入っているのと、それから、入っていないということは、非常に安心度が違うのではないのかなと思うわけです。私たちが、例えば防災計画、この計画そのものが正直言いまして、絵に描いた餅ではなくて、実際に使う計画だとすれば、やはり、そこに入っているかないかというのは、町民にとっては大変関心のあることなのではないかと思っております。確かに緊急ルートの指定とか、それから、町道のその技術、条例で決めて、そのところで道路を造って行く、そういうふうなことをやって行けば良いという事かもしれませんが、やはり計画の中に一言入っているかどうかで、やはり違うのではないかと思っております。そして、そこに入っていれば、もしも緊急車両が入れない所、そういう所をこれから直すにしても、やはり防災計画の中に入っているのだからということで道路の整備も進んで行くのではないかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 再質問にお答えを申し上げます。

防災計画の中ではですね、緊急輸送路に指定された施設の管理者は、それぞれの計画に基づいてその施設の整備を図るというふうな計画になってございます。第1次確保路線ということで主要地方道、国道、それから県道、一般県道、その他としましては、広域農道等ということで、皆さんが集まって逃げられる場所ということで指定をしているわけでございますので、そういう指定の仕方ということを、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

ただいま、ご質問があったように個別具体的な路線まで全部指定するというのも必要かと思いますが、そこまで入れてしまうという計画では、防災計画では縛りはかけられないだろうというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君君！

○6番（日下部三枝君） 今、話しがありました、皆さんが集まって、そして、そこからの避難ができるような道路ということで、話しがあるということですが、集まって行くというよりは、逆に今度はその所から逃げ出せないような状況、そういう道路について、そういう道路の整備ということ、やはり考えて行く場合に、やはり計画の中にはやっぱり入れられないものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいま、申し上げましたように、防災計画はあくまでも関係機関のあるべき姿を示すということが、まず第1の目的でございますので、そこまで細かいところまで縛りをかけ

る、例えば、町の町道だけではない部分があるわけでございます。そこまで縛りをかけるということは、避けなければならないかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは2件目に移ります。

重点施策第4の「産業振興による地域活性化に関する取り組み」についてであります。この中に、企業誘致を推進すると共に地元雇用を促進し、働く場の確保に努めるとあります。重点施策第3の人口減少・少子化対策に関する取り組みにも通じますが、その中に定住人口の増加を図る施策の推進ということで考えると、若い人達の働く場と地元雇用は、安心して子どもを産み育てられるような安定した雇用の場であることが大事かと思ひれます。臨時の雇用の場では、若い人達の不安が増すばかりの職場で定住人口の増加は望めないと思ひます。また、一度リタイアした高齢者の人達の働く場は、年相応の体力に応じた仕事場であり、また、人との交流の場としての働く場でもあり、また、町としても今までのキャリアを活かしてもらおう、それが活性化に繋がる、そういう場でもあると思ひますので、若い人達と高齢者の雇用の場は分けて考えなければならないと思ひます。それぞれの雇用に対する町の考えをお伺ひいたします。

また、地域の活性化として観光、イベントを重要視しておりますが、春は桜という三春の地の利の基で活性化は図れますが、他の季節の時の活性化は今の各種イベントでは、町外へのアピールとして広がりがないのではないかと思ひれます。それよりは、先に行われました柔道の全国大会のような規模の大会の招致を考えてみてはどうかと思ひます。大会に来た人達の宿泊から食事、見物客のための売店と活性化には大変な貢献度かと思ひますが、当局の考えをお伺ひいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業長！

○産業課長 お答え申し上げます。

若い人達の雇用の安定は、大変重要でございます。企業誘致によります新規立地、既存企業の増設拡大、これらは新たな雇用の創出に大変有効であると考えております。田村西部工業団地につきましても、県や関係機関と連携した取り組みを継続するとともに、情報収集活動を推進して参りたいと考えております。

また、ふくしま産業復興企業立地補助金、ふくしま産業復興投資促進特区、こういった制度を活用し、積極的に地元企業を支援し、投資の拡大と雇用の創出を図って参りたいと考えております。一方、地元雇用の促進に関しては、町内の立地企業説明会、また、ふくしま就職応援センターによります就職相談会、こういったものの開催によりまして、取り組みを進めて参りたいと考えております。これらも踏まえまして、新年度予算では、町内に工場等を新設又は増設し、新たな雇用を生み出す企業に対し、雇用促進奨励金を交付する制度を創設しまして、所要の予算を計上したところでございます。

続きまして、高齢者の雇用促進についてであります。少子高齢化が急速に進み、働くことができる人全てが、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者雇用は、重要であります。こういったことから、国では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、これが改正されまして、高齢者の継続雇用、あるいは定年の延長等、就労促進への取り組みが始まったところでございます。町としましても、この法改正の趣旨を十分に踏まえまして、各事業主に対しまして周知を図って参りたいと考えております。

更に町では、緊急雇用創出事業をシルバー人材センターに委託するなどをしまして、高齢者

の就労機会の確保に努めておりますが、今後も、関係者との情報交換を通して、支援に努めて参りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

2点目でございますが、全国規模の大会招致、これは、地域への経済効果が期待されます。震災からの復興にも繋がるということで、町が持つネットワークを活かしまして、機を見て、検討をして参りますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君君！

○6番（日下部三枝君） 今、産業課長からの答弁で様々な取り組みが出来る状態にあるということで、非常に心強く思ったところであります。これから、若い人達はその雇用の場に臨むことができ、そして、三春町で安定した仕事が見つかるようになって、そしてまた、年配の人は年配の人なりに働く場所がたくさんある、そういう思いが描ける、今答弁だったような気がします。今、話しの中で全員参加型という言葉が聞かれまして、そういう全員参加型で皆さんが働く場ができて、それで町が潤って行く、活性化して行くといえるんだなと思って、非常に良かったなと思っております。この後、次の議会、その次の議会あたりにどのようなのかなということをお聞きしたいなと思っております。

ただ、一つだけ気になることがあるのは、企業に奨励金を出す事業までやって、若い人達に正社員として雇用を企業にお願いするということが出来るといった事になった時に、それを頼んでいると言いますか、それをしてくださいと言っている町の方の雇用なんですけれども、町の方が、先ほどの議員の質問の答弁にありましたように、臨時が101人で正社員が154人、約60%が臨時であるという実態、やはり昔のことわざでないですけれども、やはり隗より始めよという言葉がありますので、やはり町自体の雇用そのものについても、やはり企業に奨励すると同時に自分達の身を正すということも必要なのではないかなと思われまますが、その辺についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 再質問にお答えを申し上げたいと思っております。

先ほどの答弁の中に、臨時職員が101名ということでお答えを申し上げた通りでございます。今議員がおっしゃったように約60%が臨時と実態は、町として望ましい状況ではないというふうに私たちも認識をしておりますので、今後どのような形でですね、定員適正化計画を進めて行ったら良いかということも含めてですね、役場全庁的にですね、検討を進めて行かなければならないというふうな課題であるというふうに考えてございます。

ただ、1点申し上げたいのは、行革を進める中でですね、町職員も減らして行こうと、自助努力で減らして行こうということがあっての現在の現状の中身だということをご理解をいただきたいということと、それから、震災によって様々な突発的な業務が増えて、現在の状況に至っているということも、まずご理解をいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君君！

○6番（日下部三枝君） 今の総務課長の話しもよく分かりました。それでですね、先ほど議員の質問の答弁の中で業務委託、それから協働、それから今あった全員参加型といういろんな言葉が出てきまして、それをうまく組み合わせるといいますか、やってみれば、なるべく役場の職員も正社員として、それから、企業誘致で入ってくる若い人達も正社員として、そしてシ

ルバー人材さんを中心とした高齢者に対する業務委託、そういうものをうまく組み合わせて行くともうちょっと町の中がうまく回って行くのではないのかなというふうにちょっと考えています。その辺の全体的な、大掴みな話しですけど、全体的にこれからの町の中の活性化、雇用、そういうことについて、どのように考えるかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 実際は非常に難しい問題だと思います。町では、臨時職員を非常に多く採用しているということは、決して良いことではないと思いつつながら、それではその方策はどうすれば良いのかということで、行財政改革を進める中でいろいろ検討してきたと、こういうことでありまして、その一つの方法としては、指定管理者制度を活用して民間で出来ることは民間にやっていただく、これがその一つでありました。ただ、震災後はですね、議員もご承知の通り、緊急的な新たな事業がいくつも出て来ておりまして、これらについては、ある一定期間という考えに立って臨時は止むを得ないということでもあります。

したがってですね、今後は民間委託等々ですね、更に探求をしながらですね、出来るだけ若い人が不安定な臨時ということではないような方法を探って行きたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは3件目に移ります。

これからの我が町づくりの構想についてお伺いいたします。町長の所信表明と重点施策第2、町有施設の整備に関する取り組みから、町の施設整備維持管理について、三春町公共施設整備方針検討委員会の答申に趣きをおき、また、耐震強化に重点を置いての取り組みであることが考えであることは理解できると思いますが、計画的に取り組むと書いてある割には、町民からこの頃、「こういう話しが唐突に出てくるね」とか「町全体といたしますか、市街地をどうしたいのかな」と「全体像が見えない」という声が聞こえて来ます。前の市街地整備の時は2核1軸構想や整備計画があり、それに基づいて町を整備して行くのだなという納得できる全体像が見えていたと考えられます。確かに一昨年の3.11を機に、復興予算ということを考えれば、期限が限られている中で事業とすれば、唐突のような感も受けるかもしれませんが、短い期間は短い期間なりにそれができれば町の中が変わって行くことを考え、町民になおさらきめ細かな情報提供が必要かと思つています。今度の場合は、検討委員会の答申、耐震強化、計画的に取り組むというだけで、だから、こよのような計画を立てて町全体をこのような構想の下に整備して行きたい、というしっかりとした計画と絵が見えて来ないように思つています。改めてこのような町づくりを考えて、どのような町づくりを考えているのか、全体の構想についての考えをお伺いいたします。

また、その構想を町民に知らせる計画についてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町では、町民の目線に立ったまちづくりを進めるため、新年度予算編成に当たり、予算編成方針や重点施策を定め、計画的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、まちづくりには、緊急性が高くすぐに取り組まなければならない課題と中長期的にとらえて計画性をもって進めるべき課題との大きく分けて2つがあります。その中で、東日本大震災・原子力発電所事故からの復旧・復興を進めるため、安定ヨウ素剤の配布や除染対策、食品等の放射能物質検査、内部被ばく量の検査等、町民の健康に関わるような緊急性の

高い課題に対しては、迅速かつ的確に対応してきたところであります。今後も引き続き、緊急性の高い除染対策や風評被害払拭への取り組みを進めるとともに、震災により建替えが急務となった役場庁舎をはじめとした公共施設の整備計画を具現化したいと考えております。

また、中長期的には、人口減少に歯止めをかける住宅施策の展開や子育て支援、中心市街地の活性化や企業の農業参入等による産業振興、町立三春病院の機能充実や福祉政策の充実に取り組んで参ります。

更に、東日本大震災を教訓とした、防災対策の強化による災害に強いまちづくりを推進し、町民が安心して暮らすことができ将来に希望が持てるように、町民の暮らしを支えることに重点をおいて取り組んで参ります。

以上申し上げましたようなまちづくりを進めるうえで、様々な施策や事業を効果的・効率的に行うため、中長期的な視点で取り組むべき課題を整理し、平成27年度を目標年度とする第6次三春町長期計画の見直しに着手したいと考えております。

更に、緊急性の高い行政課題に対しては、今まで同様、迅速かつ的確に対応して参ります。

町の計画や施策、事業についての町民の皆さんへのお知らせは、町広報紙、町ホームページ、まちづくり懇談会等を通じて、行って参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の話し、それを町長を中心とした町の構想と考えて、私達も考えて行きたいと思ひますが、これを27年の長期計画の見直しに入れるということで、出来ればこれを町の広報とかそういうので知らせることになると思ひますが、分かりやすい広報といひますか、普通の広報紙にこういうことをやりますと出すよりは、もうちょっと大きな紙面といひるか、そういうので出来ればちょっと市街地の方の建物については、図面ではないですけども絵を入れたような、そういうふうな広報の仕方でもらえたら良いのではないのかなというふうに思ひます。やはり、きめ細かな広報をしてもらわないと、いくら町の方で、こうやるんだああやるんだと言ってもなかなか響いて行かない。そういうことが、あるのではないかなとおもわれます。その辺についての広報の仕方について、何か工夫がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまの再質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

平成27年の長計の見直し等々の町の計画についてですね、分かりやすい広報で町民の皆さんにお知らせというお話しでございます。おっしゃる通りだというふうに思ひますので、出来るだけ分かりやすくですね、目で見て文言だけじゃなくてですね、目で見て分かりやすいような、場合によってはですね、別冊等々で広報の他にですね、お知らせするというこも考えて参りたいというふうに思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 9番三瓶文博君！質問席に登壇願ひます。

第1の質問を許します。

○9番（三瓶文博君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しました3点について質問いたします。

1、2については、教育問題であります。まず、第1の質問であります。

今年の4月より、いよいよ新三春中学校が開校されるわけでありまして、それに伴い、スクールバス、自転車、徒歩による通学が開始するわけでありまして、通学路の安心安全には、特に父兄の心配が集中しているところがございます。通学路の事故の特徴は、複数の生徒達が犠牲になることで、決してあってはならないことでもあります。先般、議会からも通学路の安全確保については、町へ要望したところでありますが、仮設通学路を対策するなどの方法を含め、町内から歩行で通学する人数、通学ルート、併せて自転車通学生徒への安心安全の確保についてお尋ねします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 新三春中学校通学路についてお答えをいたします。

現時点における新三春中学校の生徒数は391名で、うち145名がスクールバスを利用する予定であり、残りの240名弱が徒歩、若しくは自転車通学になります。そのうち、何名が自転車通学になるかは、今申請をさせていただいているところでございます。

旧町内からの通学路については、14番議員に答弁したとおり、大きく分けて3路線あります。まず、八幡町方面から県道須賀川三春線を通学する生徒が約90名います。次に中町方面から町道八幡町貝山線を通学する生徒が約40名います。そして大町・新町方面から県道飯野三春石川線を通学する生徒が約60名いると想定しております。

3路線とも、安全面を考慮して国道288号線バイパスの歩道を経由して、旧田村ほ場整備事務所前の現在工事中の歩道を通って学校へと通学することとなります。

また、中郷地区については、県道飯野三春石川線、県道谷田川三春線を、概ね50名の生徒が通学することとなります。これらの新たに通学路となる道路につきましては、14番議員への答弁と同様、生徒の安全確保に向けて、関係機関への要望をはじめ、外側線の整備や防犯灯の設置、通学路表示看板の設置を行って参ります。

また、田村警察署との連携も図り、自転車は歩道を一般的にはですね、歩道を歩いてはいけないと全国的なルールがあるわけですが、その中にあるわけですが、歩道を自転車に通ってもよいというふうな方向で田村警察者と協議をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） ただいま、自転車は車両でありますので、歩道を走ってはいけないというのが道交法の趣旨だと思いますけれども、それを確認されたということは、すごく良いことだと思います。過日、自分がですね、歩いてみまして、その通学路について、特に大神宮よりバイパスに出る歩道を歩いてみました。外側線の内側が90cmしかないんですね。あそこは貝山側から来ますと陰になっておりまして、車が2台交差してもですね、大変危険な場所だという感じがあるわけでございます。雪があるときに行ってみますと、まるっきり歩道が出ていないというのが現状でございます。そういったことも含めまして、仮設道路等の必要性があるのではないかなというように事が感じられるわけでございます。それと、特に八島台側からですね、自転車で下りて来ますと288号線の国道側ですね、非常に逃げ場がなくて怖いという状況がありました。もう開校までですね、時間がありませんけれども、更なる安全確保の対策、また、学校において、生徒への安全認識の周知徹底をお考えかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

仮設道路という言葉がございましたが、これにつきましては、建設課とよく連携を図ってですね、検討して参りたいというふうに思っております。確かに狭い部分がございます。確かに雪が降るとですね、雪が脇によさってですね、歩道がなくなるような状況も確かにありますので、考えて参りたいというふうに思います。

それから、八島台から下りて来たところですね、日本化学の角の敷地でございますが、そこにつきましては、先ほど田村警察署との連携というふうにお話しいたしましたが、そこはですね、狭いですから288号が、ですから、歩道を自転車も通れるようにしていただけるような方法で打ち合わせてはおります。その際にはですね、どうしても自転車が後ろからですね、歩行者を追い立てるような感じになりますので、その際には、自転車の方がですね、追い立てないで、降りて引っ張るという方向かなというふうには警察とお話ししております。そのような方向で生徒に指導して参りたいというふうに思っております。

議員さんからありましたようにですね、ハードの方はですね、出来る限りやってもですね、それを使う生徒がですね、大切でありますので、特に先日ですね、2月の7日ですか、新入生説明会というのがございまして、この中でも図面を通してですね、説明をいたしておりますし、それから、在校生につきましても、その図面によって説明をいたします。また、開校すればですね、校長からその場所のですね、写真等も交えながら丁寧に指導していただきたいというふうに思っておりますし、警察の方でもですね、最大限の努力をしていただけるということで、4月8日からということになりますけれども、辻々にですね、署員を配置していただくような方向でも連携を図っておりますので、とにかく最初が大事だと思いますので、指導して参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 第2の質問であります。3. 1. 1 東日本大震災、そして福島原発事故により2年が過ぎようとしております。この間、不在になっている小学校の英語教育助手について、お尋ねいたします。

文部科学省の通達等によりますと、小学校における英語の授業は、5年生6年生については、年間35時間が必修と決められております。県内におきましては、小中高校、英語を教える外国語指導助手、ALT約130人が各地で活躍しております。活きた英語と異文化を児童生徒に紹介をしているわけであります。

さて、我が三春町においては、国際交流の歴史は古く、県内においても他の町に先んじた実績があり、他の市町村に誇れるものがあります。そのような店から考えますと、小学校の英語教育助手がないということは、子供達にとって大きな損失だと考え、その早急な対策と対応が必要であります。今後の見通しについてお尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えをいたします。

小学校の英語教育助手はですね、平成23年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で緊急帰国し、その年の7月末で退職をいたしております。それ以来空席となっております。三春町の英語教育助手はウィスコンシン州立大学オークレア校教育学部長の推薦を受けた、英語教育助手としてふさわしい人物を長年起用して参りました。空席直後からメールや文書等で再三依頼して参りましたが、原発事故の影響もあり三春町へ赴任を希望する人物がいない状況でございます。現在は、すでに来日している外国人まで候補者を拡大して情報収集にあたっております。小学校の英語教育助手としてふさわしい人物をなるべく早く採用したいと考えております。

以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 教育は未来への投資でもあります。そんな中でですね、英語教育助手の派遣については、ライスレイクとの連携が非常に強かったと思われましても、現在はですね、民間のNPOを始め人材派遣、そういった会社等の対応も検討できると思われるんですね、そこら辺に対してのお考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 現在、行っておりますのはですね、近隣の市町村、会津・喜多方の方までいろいろ問い合わせをしておりますところでございますが、なかなか福島という言葉がですね、世界的に有名になっておまして、他市町村も大変苦労している部分があるというふうに聞いております。

今、お話し的是ですね、民間ということも確かに考えてございますが、お金のことを言うと何々ですけども、一人当たりですね、500万を超える額が必要になってくるということになっております。この額はですね、なかなか大きな額になっておりますので、ちょっとそこにつきましても、二の足を踏んでいるところがございます。もうちょっとですね、情報を収集して行きたいというふうに思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○9番（三瓶文博君） 第3の質問は、新年度に係る町長の施政方針の第4点、産業振興による地域活性化に関する取り組みについてお尋ねいたします。

町の2核1軸構想は、文化軸のまほらと商業核のベニマルのオープンによって終了したわけですが、近年の社会情勢の変化によって、当然、地方経済もその影響を受けており、それに加え東日本大震災による被害、そして原発事故による風評被害が未だ払拭されていません。そんな状況の中、街なかへの賑わいの創出は大変難しいことと思います。その状況下の中で、街の空き店舗対策の具体的な展開をお聞かせください。

2つ目の質問であります、三春町に定住するためには、何といたっても働く場所を確保することが最優先と考えます。企業誘致の推進と雇用の促進の具体的な対策をお聞かせください。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 1点目の空き店舗対策についてでございますが、経営者の高齢化、後継者の不足などによりまして、商店の廃業が進み、空き店舗が増加しております。この空き店舗は、農業

で言えば耕作放棄地と同じであると考えております。空き店舗の多くは、住居と店舗が不可分となった老朽の建築物であり、家主の投資意欲の減退とも合わせまして、新規出店の阻害要因ともなっており、結果として街なかの魅力や賑わいが欠け、防犯機能の低下なども懸念されているところでございます。活性化のためには、街なかへの集客が重要であります。そのため、先ず商業核の整備として、ヨークベニマル三春店の移転支援を行ったところでございます。次に、町有地であります中町の蔵の整備を現在行っておりまして、これらのテナント募集を行い、これを呼び水として、周辺の空き店舗への出店を推進していくこれが重要であると考えております。このため、新年度には、引き続き中町の蔵の再生整備計画の予算を計上し、また、空き店舗改修や家賃の補助を行います、街なか賑わい創出事業を新たに設け、中心市街地の空き店舗対策と活性化を図って参ります。また、事業の展開には、商業施設の管理運営にノウハウを持っている三春まちづくり公社と連携を行い、家主へのヒアリング、借主の確保、両者の調整等に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の質問でございます。町内の誘致可能な工場用地といたしましては、田村西部工業団地の仮称福島県環境創造センター建設予定用地に隣接します約4ha、それから、平沢工業団地の売却済の分譲地の、約0.5haの未利用地がございます。このほか、撤退企業の空き工場、これが2ヶ所ほどございます。企業誘致の推進としては、県等の関係機関と連携し、企業誘致セミナーの開催や、企業訪問に取り組むとともに、企業誘致アドバイザーの方々の情報提供とそれらの収集に努めるほか、町の支援策等について、積極的に情報発信を行って参ります。また、雇用の創出につきましては、地元企業の投資の拡大も有効であります。ふくしま産業復興企業立地補助金、あるいは、ふくしま産業復興投資促進特区制度、これらを活用し、支援を行って参ります。更に町では、新年度におきまして、工場等を新設又は増設し、新たな雇用を生み出す企業に対し、雇用促進奨励金制度を創設し、所要の予算を計上したところでございます。これらの施策を積極的に推進することにより、雇用の創出に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、ここで散会をいたします。

傍聴者の皆様方、大変ご苦勞様でございました。お帰りは、どうぞ気をつけてお帰りください。

(散会 午後2時33分)

平成25年3月19日(火曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本 清文 書記 近内 信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木 義孝
副町長	橋本 國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	村上 正義
住民課長	工藤 浩之	税務課長	佐久間 幸久
保健福祉課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	伊藤 朗	会計管理者兼 会計室長	村田 浩憲
企業局長	増子 伸一		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年3月19日(火曜日) 午後2時30分開会

- 第1 議案第7号の訂正
- 第2 議案の提出
- 第3 議案の説明
- 第4 議案の質疑
- 第5 議案の付託
- 第6 付託陳情事件の委員長報告並びに審査
- 第7 付託議案の委員長報告

第8 議案の審議

- 議案第 1 号 財産の処分について
- 議案第 2 号 民事調停の申立てについて
- 議案第 3 号 町道路線の変更及び廃止について
- 議案第 4 号 三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 5 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町町営住宅及び共同施設の整備基準等に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町都市公園の配置及び規模に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 13 号 三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 27 号 平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第 28 号 平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 29 号 平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 30 号 平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 31 号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第 32 号 平成25年度三春町一般会計予算について
- 議案第 33 号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成25年度三春町介護保険特別会計予算について

- 議案第 36 号 平成 25 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 25 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 25 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 39 号 平成 25 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 40 号 平成 25 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 41 号 平成 25 年度三春町宅地造成事業会計予算について

(追加)

- 議案第 42 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 43 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 44 号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 45 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 議案第 46 号 地方財源の確保を求める意見書の提出について

第 9 特別委員会委員長報告

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 30 分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは大変ご苦労様でございます。ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 議案第 7 号の訂正 ……………

○議長 ただいま、町長から提出されている議案第 7 号「三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について」を訂正したいとの申し出がありましたので、議案第 7 号の訂正を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、ただちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 とすることに決定いたしました。議事日程及び訂正議案を配布いたしますので少々お待ち下さい。

(日程表・議案書の配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 追加日程第 1 により、議案第 7 号訂正の件を議題といたします。

議案第 7 号訂正の件について、鈴木町長から説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは、議案第 7 号の訂正について説明をいたします。

さる、3 月 7 日に提出いたしました議案書の 1 部に誤りがありましたので、訂正くださるようお願いいたします。

訂正する議案、議案第 7 号、三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定についての 192 ページ及び 193 ページ中の字句の訂正であります。192 ページの任期、第 3 条とあるものを第 4 条に、以降 1 条ずつ繰り下げることと訂正方お願いいたします。

お詫びを申し上げますと同時によろしくお願いいたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号訂正を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号訂正の件については、これを許可することに決定をいたします。

なお、議長として申し上げますが、議案書を含めた公文書等につきましては、執行側は緊張感を持ったうえ、十分なる精査のうえ作成されるよう、申し添えておきたいと思っております。

○議長 ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

ただちに総務常任委員会を開催願います。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午後 2時34分)

< 休 憩 >

(再開午後 2時41分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開をいたします。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第42号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配布)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

…………… 提 案 理 由 の 説 明 ……………

○議長 追加日程第3により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは、追加議案の説明をいたします。

議案第42号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

監査委員の野口邦彦氏が平成25年3月31日をもって退任されることに伴い、新たに大津茂氏を委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 追加日程第4により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第42号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第42号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とい

たします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

……………議案の付託……………

○議長 追加日程第5により、議案の委員会付託について、ただいま議題となっております議案第42号については、人事案件でありますので、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

……………休憩……………

○議長 ここで、議案調査のため暫時休憩をいたします。

再開は、追って連絡いたします。

ただちに関係者は、全員協議会室にご移動を願います。

(休憩午後 2時44分)

< 休 憩 >

(再開午後 2時51分)

……………再開……………

○議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第6により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月11日及び14日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第1号、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める陳情書。

陳情団体、田村市船引町笹山字岩乃作282、新日本婦人の会田村支部代表、佐藤真由美。

本陳情は、日米両政府は、軍用機・オスプレイを沖縄県の普天間基地に配備し、すでに訓練を開始し、さらに日本全土上空で飛行訓練を実施しようとしており、田村市は、低空飛行訓練ルートとなっているため、三春町民の命と安全を守る立場から、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、オスプレイの配備と飛行訓練の中止を求める意見書を提出すること。

以上について、総務課長からの説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、国の動向を注視しつつ、さらに調査研究する必要があるため、継続審査とすることと決しました。

陳情事件第2号、防災行政無線での、時報（ミュージックチャイム）の屋外放送を停止して欲しい件の陳情書。

陳情者、三春町大字上舞木字大谷ツ93-3、工藤昇。

本陳情は、防災行政無線の時報（ミュージックチャイム）を町内22か所の屋外拡声子局での放送の停止を求めるものであります。

以上について、総務課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、

陳情者の心情は理解できるものの、町内全個所の時報を停止すべきではなく、各地区の状況に応じ対応すべきと考え、全員一致不採択とすることと決しました。

陳情事件第4号、地方財源の確保を求める意見書提出陳情について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会、福島県連合会田村地区連合会、議長、吉田実。

本陳情は、今般、閣議決定された地方財政計画上の人員費削減を通じた地方交付税の削減は、国の考えた方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方分権の考え方に大きく反することであるため、政府関係機関に対して、下記事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

1、地方の一般財源総額については、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。

2、自治体職員の人員費の決定にあたっては、従来通り自治体の自主性（慣行）を尊重する。

以上について、財務課長の説明を受け、慎重に審査した結果、陳情項目1については、一部、現状に添わないため、一般財源総額を地方交付税総額に修正したうえで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについて、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定されました。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月11日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第3号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会、福島県連合会田村地区連合会、議長、吉田実。

本陳情は、福島県の最低賃金が全国でも31位と低位にあり、一般労働者の賃金水準とも大きな差がある状況が続いており、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させてゆくために、次の事項について要望しようとするものであります。

1、福島県最低賃金を雇用戦略対話における政労使合意に沿った引き上げを図ること。

2、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

……………付託議案の委員長報告……………

○議長 日程第6により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月7日に日程設定を行い、3月11日、12日、14日、15日及び19日の5日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第1号、財産の処分について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、旧三春町敬老園用地を福祉施設用地として、社会福祉法人ほほえみ福祉会に譲渡処分することに対して、議会の議決を求めたものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村対策本部を設置しなければならないことから、三春町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、介護保険法で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、介護保険法で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、農作物等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等を推進し、農作物等の被害の防止及び軽減を図ることを目的として、三春町鳥獣被害対策実施隊を設置するため、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号、三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、道路法で定められていた町道の構造の技術的基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 号、三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、道路法で定められていた道路標識の寸法基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 10 号、三春町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、公営住宅法で定められていた公営住宅及び共同施設の整備基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 11 号、三春町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域主権改革一括法により、都市公園法で定められていた都市公園整備の数値目標や公園施設の建築面積割合の基準等が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 12 号、三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、地域主権改革一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定められていた特定公園施設の設置基準が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号、三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について。

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、地域主権改革一括法により、下水道法で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準等が条例委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号、三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、新たに除染対策課を設置するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号、三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、平成 25 年 4 月 1 日より、新町 2 区のうち、桜ヶ丘地内を分割し新たに新町 3 区とするため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 17 号、三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、当該政令の引用条項が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、中学校再編に伴い、平成25年3月31日をもって閉校する三春町立三春中学校、三春町立桜中学校、三春町立沢石中学校及び三春町立要田中学校を町の地区公共施設に位置付け、管理を行うため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第6号）全般について、詳細な説明を受けました。

所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては個人町民税、法人町民税、固定資産税、町たばこ税、不動産売払収入、一般寄附金、東日本大震災復興基金繰入金等の追加と、自動車重量譲与税、財政調整基金繰入金等の減額が主なものであります。歳出においては財産管理費、災害救助費等の追加と、企画費、自治振興費、賦課徴収費、常備消防費、職員人件費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、防災施設整備事業費等であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成25年度三春町一般会計予算について。

財務課長をはじめ、関係課長等の出席を求め、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が3月定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は3月7日、11日、12日、14日、15日、19日の6日間にわたり現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第2号、民事調停の申立てについて。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は滞納家賃等の支払いに応じない家賃滞納者に対して、滞納家賃の支払い及び町営住宅の明渡しを裁判所に調定の申立てを行なうものです。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、町道路線の変更及び廃止について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は路線番号164号尼ヶ谷線ほか1路線について、延長の変更について、また路線番号838号貝山東田線の廃止について認定しようとするものです。現地調査を含め、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は道路法施行令の一部

改正により、福島県道路占用料徴収条例の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は三春町町営住宅の栄町団地1棟3戸の用途を廃止するために、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は地域主権改革一括法により、公営住宅法で定められていた公営住宅の入居者資格の条件等が条例委任されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は三春町道路占用料徴収条例の改正に準じて、町の都市公園を占有する場合の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は下水道施行令の一部改正により、特定事業場から下水道に排除される下水の排出基準が強化されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は三春町堆肥センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第6号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、土木費県委託金、一般寄附金、指定管理者負担金、農林水産業費雑入、土木費雑入、土木債等が主であり、歳出については、農業振興費、商工振興費、観光振興費、道路整備費、公園緑地費、中心市街地再生整備事業費、公営住宅費等が主なものであります。また、繰越明許費については、四反田富沢線道路改良事業、太田線道路改良工事、下舞木岩本線外道路改良工事、実沢線道路改良事業、中央線道路改良事業、中心市街地再生整備事業、町営住宅改善事業等があります。重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成25年度三春町一般会計予算について。

産業課長、建設課長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、土木使用料、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金、商工費貸付金元利収入、滝桜観桜料、定住促進住宅に係る指定管理者負担金、土木債等が主であり、歳出については、農業委員会費、農業振興費、農業改良費、林業振興費、商工振興費、観光振興費、企業誘致事業費、道路維持費、道路整備費、橋梁維持費、桜川改修計

画費、公園緑地費、中心市街地再生整備事業費、公営住宅費が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成25年度三春町水道事業会計予算について。

議案第40号、平成25年度三春町下水道事業等会計予算について。

議案第41号、平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について。

以上の3案は、企業局長の出席を求め、予算について詳細な説明を受けました。地方公営企業法に基づく独立採算による事業経営を基本として、浄水場等水道施設及び簡易水道施設の維持管理等を主なものとした予算と公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の下水道3事業の運営とした下水道事業等会計予算及び宅地造成事業の運営に係る宅地造成事業会計予算であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月7日、11日、12日、14日、15日、18日の6日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第16号、三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、町営バスを通学に利用する世帯の負担を考慮し、中学生以下を高校生以下に、また通学定期券の料金を3分の1に軽減するなどの子育て支援及び利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成25年4月1日に施行される地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律において、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものです。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について。

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長等の出席を求め、所管にかかる部分についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入においては、教育費国庫負担金・補助金、衛生費、教育費雑入の増額及び民生費国庫負担金、県負担金、県補助金、使用料及び手数料等の減額であります。歳出においては、国民健康保険費、母子保健費の増額及び自治振興費、介護保険事業費、児童福祉総務費、予防費、塵芥処理費、学校管理費、学校建設費等の減額が主なものであります。また、繰越明許費については、介護施設等整備補助事業であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

議案第28号、平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

議案第29号、平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。
議案第27号の歳入においては、一般会計繰入金等の増額及び国民健康保険税、国庫支出金等の減額が主なものであります。歳出においては、共同事業拠出金、償還金、還付加算金等の増額及び療養給付費、高額療養諸費等の減額であります。

議案第28号の歳入においては、後期高齢者医療保険料の減額で、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第29号の歳入においては、国庫支出金、支払基金交付金、県負担金等の増額及び介護保険料、一般会計繰入金等の減額で、歳出においては、介護サービス諸費等の増額及び総務管理費、予備費等の減額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

住民課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入においては、町営バス利用料等の増額及び一般会計繰入金の減額で、歳出においては、町営バス運行事業費の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成25年度三春町一般会計予算について。

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長等の出席を求め、所管にかかるところについて、予算書、説明資料に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について。

議案第34号、平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第35号、平成25年度三春町介護保険特別会計予算について。

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成25年度三春町町営バス事業特別会計予算について。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、平成25年度三春町病院事業会計予算について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案31号並びに議案第37号につきましては、委員会に付託せず全大会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長　日程第8により、議案の審議を行います。

議案第1号、「財産の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、「民事調停の申立てについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、「町道路線の変更及び廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、「三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、「三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、「三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、「三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、「三春町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、「三春町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、「三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、「三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 4 号、「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 5 号、「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 6 号、「三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 1 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と

いたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、「三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、「三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、「平成24年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、「平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、「平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、「平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、「平成25年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、「平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、「平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、「平成25年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、「平成25年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、「平成25年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、「平成25年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号、「平成25年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入、支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、「平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり大津茂氏を監査委員に選任することに同意することに決定をいたしました。

○議長 大津茂氏の出席を求めていますので、出席を許します。

○議長 ただいま、監査委員の選任に同意をいたしました大津茂氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思ひます。

○大津氏 大津茂でございます。ただいまは、私事に関する人事案件につきまして、ご承認、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。私自身、元来、浅学非才でございますが、委嘱された職務に対しまして専心努力覚悟でございます。皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を切にお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございます。

……………・… 議員提出による議案の提出 ……

○議長 お諮りをいたします。

ただ今、議会運営委員会委員長より、議案第43号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第44号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、10番佐久間正俊君外2名より、議案第45号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、8番渡辺正久君外2名より、議案第46号「地方財源の確保を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して、議題にしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第46号の4議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配布いたしますので、少々お待ち願ひます。

(議案配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第43号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤弘君！

○議会運営委員長 議案第43号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」。

三春町議会委員会条例（昭和38年三春町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。
平成25年3月19日提出。

提出者、三春町議会議会運営委員会委員長、佐藤弘。

提案の趣旨は、三春町行政組織条例（平成13年三春町条例第1号）が改正され、平成25年4月1日より三春町行政組織が変更となることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、三春町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第44号、「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

趣旨説明の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤弘君！

○議会運営委員長 議案第44号、「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」。

三春町議会会議規則（昭和52年三春町議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正する。
平成25年3月19日提出。

提出者、三春町議会議会運営委員会委員長、佐藤弘。

提案の趣旨は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が、平成24年9月5日に公布されたことに伴い、当該規則の一部を改正するものであります。

なお、三春町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

10番、佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 議案第45号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成25年3月19日提出。

提出者、三春町議会議員、佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、鈴木利一。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成25年3月19日、三春町議会議長、本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第46号「地方財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

8番、渡辺正久君！

○8番(渡辺正久君) 議案第46号、「地方財源の確保を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、地方財源の確保を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成25年3月19日提出

提出者、三春町議会議員、渡辺正久。

賛成者、三春町議会議員、渡辺泰譽。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成25年3月19日、三春町議会議長、本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

……………・… **特別委員会の委員長報告** ……

○議長 日程第9により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の付託に係る事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

まず、最初に桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長 桜川河川改修推進特別委員会より報告いたします。

昨年3月定例会の委員会報告後、本日まで桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当より報告を受け、慎重審査をして参りましたが、これまでの活動内容について概要を申し上げたいと思います。

昨年度より定例会ばかりでなく、臨時に特別委員会を開催し審査を重ねて参りました。役場脇駐車場を三春の玄関拠点として整備する計画につきましては、役場庁舎建替え計画を優先するため計画を断念することを町より報告を受け、審査を終了しました。

さて、今年度の福島県における桜川河川改修事業費の総額は10億1,800万円であり、本工事では大町橋付近から小金橋付近までの開削護岸工事140mと新町橋上下流184mの開削護岸工事が発注され現在工事中です。発注が遅れていました不動橋付近から大町橋付近までの開削護岸工事200mも2月に発注され、現在工事準備中となっています。

なお、昨年度から実施されておりました大神宮橋付近から不動橋付近までの工事は、年度内に

全て完成するとのことでした。

その他、各種調査設計が進められているほか、用地買収も関係する皆様のご理解、ご協力により順調に契約が進んでいるとの報告を受けました。

また、桜谷橋を現在の4 mから6 mに拡幅するため、河川附帯工事費用負担についての基本協定を県と町で締結することが提案され、今後の役場庁舎建替えや駐車場整備など、役場周辺の土地を有効利用していくためには必要であると判断し了承したところであります。

11月15日、16日には、今後の活動の参考とするため千葉県香取市及び埼玉県草加市の「川を活かしたまちづくり」、「歴史的な町並み保全」、「市民協働によるまちづくり」について先進地視察を実施しました。両市ともに、地域活性化のため市民ボランティアが行政と連携を図りながら活発に活動し、地域の元気を引出し、地域の魅力向上に寄与していました。この研修を、今後の活動の参考にしていきたいと思っております。

桜川河川改修は、全区間完成まで市街地での工事が続いていくことから、当委員会といたしましては、町民の皆様のご意見が反映され、河川改修はもとより三春町のより良い景観形成及び良好なまちづくりが推進されますように、積極的に活動して参りたいと存じます。

つきましては、桜川河川改修の着実な推進のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、積極的かつ慎重な審査を継続実施していく必要があると考えられますので、三春町議会 会議規則第71条の規定に基づき、継続審査といたしたく報告いたします。

以上、桜川河川改修推進特別委員会の中間報告といたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

当委員会は、平成24年度は、計5回の委員会を開催して参りました。昨年5月には、新三春中学校建設現場に出向き、工事の進捗状況を確認するとともに、新三春中学校の校章・校歌について、現三春中学校のものを採用することに決定した報告を受けました。

6月に開催しました当委員会では、新三春中学校調理機器購入の契約状況について、購入機器の内容など説明を求め審査を行いました。また、三春小学校耐震補強大規模改造工事設計業務委託について、業務の内容の説明を求め、審査を行いました。更には、平成25年度から平成30年度までの就学児童の予定数について報告を受けました。

9月には、新三春中学校生徒用机・椅子他購入及びスクールバス車両購入の契約状況について説明を求め、審査を行いました。また、共同調理場の再編について、説明を求め審査を行いました。

12月には、新三春中学校家具備品購入の契約状況について説明を求め、審査を行いました。また、新三春中学校開校までのスケジュール及び沢石小学校の移転について報告を受けました。

3月には、スクールバスの試乗と新三春中学校の備品設置状況について、現地での確認を行いました。

この春に新三春中学校が開校しますが、今後、当委員会としては、保育所、幼稚園及び各小・中学校の運営などについて、広い視点に立ち議論をして参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 長い日程の3月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案可決、同意をしていただきまして誠にありがとうございます。

予算の執行に当たりましては、更に精査をしながらですね、しっかりと執行して参りたいと、このように考えますので、今後ともご鞭撻のほどよろしく願いをいたします。

なお、議長といろいろ話し合いをしたんですけども、その中で2点ほど議長に要請をいたしました。

その一つはですね、答弁でも申し上げましたけれども、庁舎建設は国の復興特別交付金を町では要望をしながらですね、今日まで県国と協議をしてきたという経緯がございます。これにつきましてはですね、余り時間が掛かり過ぎますと、決して町に良い条件になってこない。つまり、不利になるということを危惧しております。そんな関係でですね、庁舎建設のスケジュールは議会にもお示しをいたしましたけれども、これらのスケジュールに沿うように議会でもご協力をお願いしたいと、これが1点。

それから、もう1点はですね、過去のいろんな事例を反省、検討した結果、こういう箱物という物は造った後、必ずと言っていいほど何か問題が発生する。こういうことですね、その場合に責任の所在、これが明確でないと町が余計な負担をするようなことになりかねない。こういうことがありますので、責任の明確化と言いますかね、責任が明確であるような方法を議会としてもですね、プロポーザルの勉強等を通してお願いをしたい。

この2点について、議長に要望をいたしましたので、議員各位にもですね、この辺ご配慮をお願いをしたいとこういうふうに思います。

以上、申し上げまして閉会の挨拶にいたします。長い期間、本当にありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成25年三春町議会3月定例会を閉会といたします。

大変長い間ご苦勞様でございました。

(閉会 午後4時27分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年3月19日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 1号	財産の処分について	全 員	原案可決
議案第 2号	民事調停の申立てについて	全 員	原案可決
議案第 3号	町道路線の変更及び廃止について	全 員	原案可決
議案第 4号	三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7号	三春町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8号	三春町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9号	三春町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	三春町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	三春町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	三春町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第15号	三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決

議案第16号	三春町町営バスに関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第17号	三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第18号	三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第19号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第20号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第21号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第22号	三春町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第23号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第24号	三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第25号	三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第26号	平成24年度三春町一般会計補正予算（第6号）について	全 員	原案可決
議案第27号	平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	全 員	原案可決
議案第28号	平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第29号	平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第30号	平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第31号	平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について	全 員	原案可決
議案第32号	平成25年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	平成25年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決

議案第34号	平成25年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第35号	平成25年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第36号	平成25年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第37号	平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第38号	平成25年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第39号	平成25年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第40号	平成25年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第41号	平成25年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第42号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第43号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第44号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全 員	原案可決
議案第45号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第46号	地方財源の確保を求める意見書の提出について	全 員	原案可決